元気！長生き！ 太陽生命

挑戦、その先へ。
T&D保険グループ

しおり約款閲覧コード
0008260401

保険組曲 Best MY WAY

ご契約のしおり・約款

一時払終身保険

2026年4月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「太陽生命保険株式会社」を、「支社」とあるのは「太陽生命支社」を、また「本社」とあるのは「太陽生命本社」をさします。
◆この商品を構成する普通保険約款の正式名称には「無配当」および「(002)」がついていますが、当冊子においては、読みやすさを考慮し一部において記載を省略しております。

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、当社の保険商品にお申込みいただきありがとうございます。
後日当社で委託した専門の業務士等がご自宅等にお伺いし、ご契約の告知内容等について、確認する場合がございます。
なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、被保険者の健康状態などの告知事項や、ご契約の同意、申込手続画面等の自署、「ご契約のしおり・約款」の受取等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認することもあります。
2. 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人（親権者・後見人）に確認します。
3. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4. お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
   なお、契約確認に要する時間は約15分です。
5. ご契約によっては、年収等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。
健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

インターネットでお申込みの方へ

●**インターネットでお申込みされた場合のお取扱いは、取扱プランが異なるなど営業職員経由でご加入された場合と一部異なります。**
またその他にご注意いただきたい主な事項はつぎのとおりです。
◆責任開始期について
◆保険料払込時のご注意
◆クーリング・オフ制度
◆お申込みの流れ

この冊子の構成

この冊子は、つぎの２つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約　　款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した普通保険約款および特約条項を記載しています。

目的別もくじ

保険用語について知りたい

主な保険用語のご説明

1 ページ

保険の特長やしくみをしりたい

特長としくみ

5 ページ

保険金の請求について知りたい

保険金の請求

6 ページ

どういう場合に保険金が支払われるか知りたい

保険金のお支払い

10 ページ

どういう場合に保険金が支払われないのか知りたい

保険金をお支払いできない場合など

15 ページ

保障がいつから開始するか知りたい

責任開始期について

23 ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

28 ページ

効力を失った保険をもとに戻したい

効力を失ったご契約の復活について

40 ページ

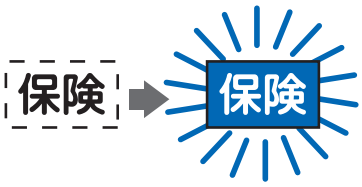

急にお金が必要になったとき

お金がご入用のときの貸付制度（契約者貸付）について

40 ページ

契約を解約したい

ご解約と解約払戻金について

43 ページ

保険金にかかる税金について知りたい

保険金の税法上のお取扱い

46 ページ

もくじ

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明…… 1

特長としくみ

【1】「保険組曲BestMYWAY」(一時払)の特長としくみ …… 5

保険金の請求

【1】保険金の請求方法…… 6

【2】指定代理請求特約について …… 8

保険金のお支払い

【1】共通事項…… 10

【2】主契約の保障内容…… 11

【3】特約の内容…… 12

保険金をお支払いできない場合など

【1】保険金をお支払いできない場合 …… 15

【2】お支払いできない場合などの事例 …… 17

お申込みに際して

【1】お申込みの流れ(イメージ) …… 21

【2】保険契約締結の「媒介」と「代理」 …… 23

【3】当社の生命保険募集人の権限…… 23

【4】責任開始期について …… 23

【5】保険証券について …… 24

【6】申込の手続…… 25

【7】告知に関するご注意点について …… 25

【8】契約確認…… 27

【9】保険料払込時のご注意…… 27

【10】クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除) …… 28

【11】新たな保険契約への乗換えについて…… 30

【12】元本欠損について(お受取額と一時払保険料との関係) …… 30

【13】個人情報の取扱について …… 31

【14】本人特定事項等の確認について …… 32

【15】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について …… 32

【16】当社の組織形態および株式会社の運営について …… 37

【17】「生命保険契約者保護機構」について …… 38

ご契約後について

【1】効力を失ったご契約の復活について …… 40

【2】お金がご入用のときの貸付制度(契約者貸付)について …… 40
【3】契約者配当金について …… 41
【4】受取人・住所などの変更や証券紛失 …… 41
【5】ご解約と解約払戻金について …… 43
【6】受取人によるご契約の継続について …… 44

税金について
【1】生命保険料控除について …… 45
【2】保険金の税法上の取扱 …… 46

免責事由一覧
【1】保険金を支払わない場合 …… 47

全国支社一覧 …… 103

約款

取扱総則規定約款
第1節　用語の定義 …… 49
第2節　会社の責任開始期 …… 49
第3節　保険料の払込 …… 50
第4節　保険契約の解除等 …… 52
第5節　保険契約内容の変更 …… 54
第6節　保険契約の更新 …… 54
第7節　保険期間が終身の保険契約への変更 …… 55
第8節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付 …… 56
第9節　契約者配当金 …… 57
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人 …… 57
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続 …… 59
第12節　その他 …… 60

無配当終身保険(００２)普通保険約款
第1編　普通規定 …… 63
第2編　共通規定 …… 66
第3編　特別規定 …… 67

保険組立特約 …… 69
Web保険証券特約(保険証券不発行型) …… 72
リビング・ニーズ特約 …… 73

もくじ

重度ガン前払特約…… 82
指定代理請求特約…… 87

別表…… 91

請求書類…… 99

別表

1.不慮の事故 …… 92
2.高度障害状態 …… 92
3.身体障害状態 …… 93
12.悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等 …… 94
19.公的医療保険制度 …… 98
20.診療報酬点数表 …… 98
52.治療、効果(重度ガン前払特約の場合) …… 98
53.中等度から高度の強さの痛みに用いられるオピオイド鎮痛薬 …… 98

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類 ……100
② その他の請求に必要な書類 ……100

主な保険用語のご説明

あ行	
一時払保険料充当金 （いちじばらいほけんりょうじゅうとうきん）	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。
受取人 （うけとりにん）	保険金を受け取る人をいいます。 例：死亡保険金の受取人はご契約者がお申込み手続き画面または申込書で指定した方

か行	
解除 （かいじょ）	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 （かいやく）	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 （かいやくはらいもどしきん）	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
契約基準日 （けいやくきじゅんび）	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
契約年齢 （けいやくねんれい）	被保険者の年齢は契約日時点での満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。 例：24 歳７ヵ月の被保険者の契約年齢は 24 歳となります。
契約日 （けいやくび）	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。
高度障害状態 （こうどしょうがいじょうたい）	被保険者が両眼の視力をまったく永久に失った場合など、約款に定められた高度障害保険金などの支払対象となる状態のことです。
告知義務 （こくちぎむ） と **告知義務違反** （こくちぎむいはん）	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ行	
指定契約 （していけいやく）	保険組立特約が付加され、指定された保険契約のことをいいます。
指定代理請求人 （していだいりせいきゅうにん）	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。
支払事由 （しはらいじゆう）	保険金をお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の死亡、高度障害状態

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
主契約 （しゅけいやく）	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
責任開始期・責任開始日 （せきにんかいしき・せきにんかいしび）	当社がご契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 （せきにんじゅんびきん）	将来の保険金をお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から保険会社が積み立てておく準備金のことをいいます。
総則規定・総則別表 （そうそくきてい・そうそくべっぴょう）	取扱総則規定約款のことで、各保険における共通の取扱いについて規定したものです。また、総則別表とは、総則規定の別表をいいます。

た行	
特約 （とくやく）	保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。

は行	
被保険者 （ひほけんしゃ）	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 （ふっかつ）	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、当社所定の金額のお払い込みや告知・診査などが必要になります。
保険期間 （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます（保険料払込期間とは一致しないこともあります）。
保険金 （ほけんきん）	被保険者の死亡・高度障害などの場合に当社から支払われるお金のことをいいます。
保険契約者 （ほけんけいやくしゃ）	当社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（契約者・ご契約者ともいいます）。
保険証券 （ほけんしょうけん）	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。「Web 保険証券特約（保険証券不発行型）」を付加した場合、保険証券は発行しません。マイページ（当社ＨＰのお客様専用ページ）で、保障内容等の契約内容が確認できます。

ま行	
免責事由 （めんせきじゆう）	支払事由が発生しても、例外として保険金などをお支払いしない事由をいいます。 例：ご契約後２年以内の自殺

や行	
約款 （やっかん）	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款（各普通保険約款と取扱総則規定約款から構成されます）と特約条項があります。
予定利率 （よていりりつ）	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

特長としくみ

【1】「保険組曲Ｂｅｓｔ MYWAY」(一時払)の特長としくみ

1．販売名称

●**「保険組曲Ｂｅｓｔ」**は、「保険組立特約」を付加した定期保険・入院保険などの単体の保険（以下「指定契約」といいます）を、組み合わせた総合型生命保険の総称です。

※保険料が一時払の場合は、単体でのお取扱いとなります（指定代理請求特約などの当社所定の特約は付加することができます)。

●２０２４年１２月２日以降の契約より**「保険組曲Ｂｅｓｔ MYWAY」**と呼称していますが、各種帳票等においては**「保険組曲Ｂｅｓｔ MYWAY」**を含め、シリーズの総称として**「保険組曲Ｂｅｓｔ」**と記載している場合があります。

2．特長

●お手持ちの資金を活用し、保険料を一時払でお払い込みいただきます（以後の保険料のお払い込みは不要です)。

［しくみ図］

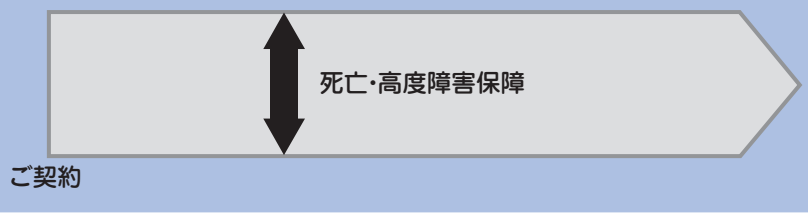

保険金の請求

【1】保険金の請求方法

1．ご請求手続きの流れ

●被保険者が所定の高度障害状態に該当された場合や亡くなられた場合、まずは太陽生命にご連絡ください。

●保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

●請求のイメージ

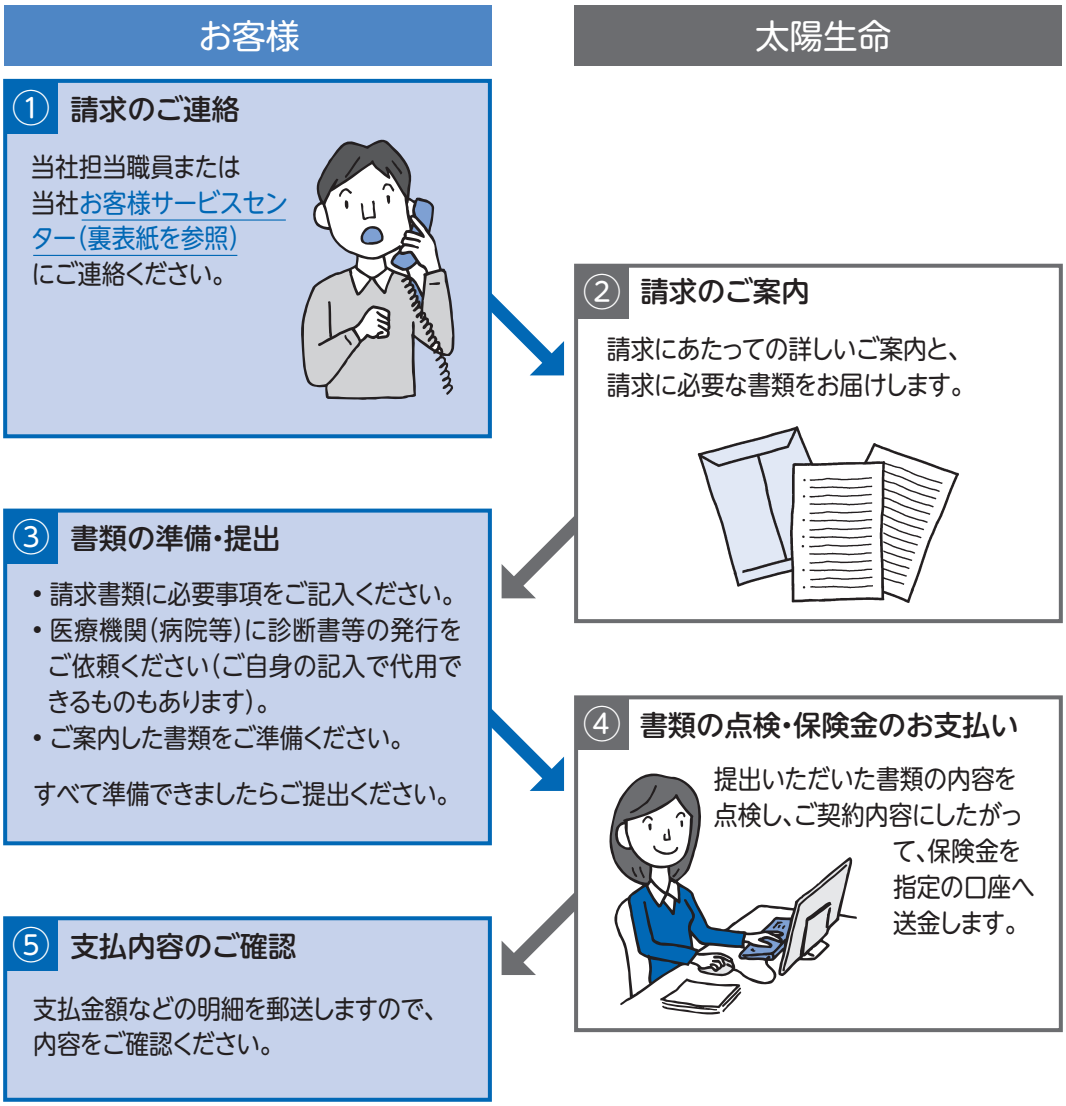

2．請求書類について

●請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。**これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。**

参照　15ページ
保険金をお支払いできない場合など

3．お支払いできない場合

●当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払いの判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、保険金のお支払いができない場合があります。

※詳しくは、「保険金をお支払いできない場合など」をご覧ください。

4．お支払いなどのご確認について

●保険金のお支払いなどのご請求に関し、当社で委託した業務士などがご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

5．保険金のお支払時期について

●保険金の請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日（＊1）の翌日から起算して5営業日（＊2）以内にお支払いします。

（＊1）請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（＊2）営業日とは、つぎの日を除く日のことをいいます。（作成月現在）

・土曜日・日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・12月30日から翌年1月4日まで

ただし、当社に提出された書類だけでは保険金のお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。
これらの期間を経過して保険金をお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

保険金をお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1)保険金をお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要なとき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内

保険金をお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を保険金の請求者に対してご連絡します。
※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などが、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は保険金のお支払いはいたしません。
※詳しくは、約款の「保険金の請求、支払時期および支払場所」などをご覧ください。

参照　64 ページ
終身保険　第 6 条など

●保険金のお支払いに関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター
電話番号：**0120－97－2111**（通話無料）
受付時間：月～金曜日９時～18時　土曜日９時～17時
（日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年１月４日）は除きます）

6．保険金の請求に関して訴訟となった場合

●保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

参照　60 ページ
取扱総則規定約款
第 34 条

！ご注意

●時効について
保険金のお支払いを請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

参照　60 ページ
取扱総則規定約款
第 33 条

【2】指定代理請求特約について

参照　87 ページ
指定代理請求特約

●指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が保険金を請求できないつぎのような特別な事情（＊）があるときに、**あらかじめ被保険者の同意を得て指定した指定代理請求人が保険金を請求できます。**

（＊）請求できない特別な事情

・傷害または疾病により保険金の請求を行う意思表示が困難であること　など

代理請求の対象となる保険金	指定代理請求人の範囲
・被保険者が受け取る保険金	保険金の請求時点において、つぎのいずれかに該当する１名の方（注） (1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等内の親族 (2) 被保険者と同居または生計を一にしている(1)以外の方（＊） (3) 被保険者の療養看護に努める方または被保険者の財産管理を行っている方（＊） (4) (2)および(3)に掲げる方と同等の特別な事情がある方（＊）

（注）インターネットでのお申込み時は、被保険者の戸籍上の配偶者、２親等内の血族となります。

（＊）保険金の請求時点において、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金の受取人のために請求すべき相応の理由があると会社が認める方にかぎります。

・指定代理請求特約を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
・指定代理請求特約は、中途付加することができます。
・ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
・指定代理請求人は、保険金の請求時にも上記の指定可能な方の範囲を満たしている必要があります。
・指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金の支払事由に該当したことを証する書類などに加え、指定代理請求人の範囲内であることを証する書類をご提出いただきます。

！ご注意

●被保険者が傷病名の告知を受けていない場合、指定代理請求人からの請求にもとづき保険金をお支払いしたときは、つぎのような理由から、ご契約者または被保険者に傷病名などを知られてしまうことがあります。
　・ご契約が消滅するなど契約内容が変更されるため
　・支払後にご契約者または被保険者からご照会があった場合に、保険金のお支払状況について事実を回答せざるをえないため
●指定代理請求特約を付加されていない場合は、被保険者が保険金を請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。
●つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
　・故意に保険金の支払事由を生じさせた者
　・故意に被保険者を保険金の請求ができない特別な事情に該当させた者

保険金のお支払い

【1】共通事項

1．所定の高度障害状態について

●保険金をお支払いする場合の「所定の高度障害状態」とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。詳しくは、総則別表2の「高度障害状態」をご覧ください。

参照　92ページ
総則別表2

●高度障害保険金をお支払いした場合には、その保険契約は、高度障害状態になった時に消滅したものとみなします。
高度障害保険金は死亡保険金とは重複してお支払いしません。

2．保険金の支払事由の発生時期について

●保険金の支払対象となる高度障害状態は、各保険契約の責任開始期（ご契約時・復活時など）以後の保険期間中に原因が発生したものにかぎります。
ただし、原因となった傷害または疾病が責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた場合でも、ご契約の締結または復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた傷害または疾病によるものとみなして取扱います。

・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき
・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
> ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

●責任開始期（ご契約時・復活時など）前に支払事由に該当しても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、たとえば高度障害保障はつぎの場合にお支払いすることがあるなど例外があります。

・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の原因による新たな障害状態が加わって所定の高度障害状態になったとき

3．保険契約者が法人の場合の受取人

●死亡保険金受取人が法人（保険契約者）の場合は、受取人が被保険者となっている保険金についても、受取人は法人（保険契約者）となります。

【2】主契約の保障内容

1．取扱総則規定約款

●この規定は、各保険に共通する取扱についてまとめたものです。各保険の主な取扱に関してはこの規定が適用されます。

●主な内容
- 会社の責任開始期
- 保険契約の解除等
- 保険契約者に対する貸付
- 契約者配当金
- 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更　　など

2．無配当終身保険（002）

被保険者が死亡・高度障害状態になったときに、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

［しくみ図］

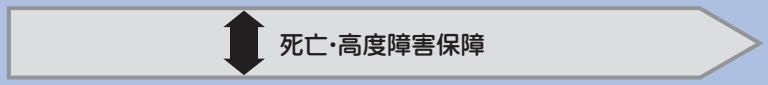

ご契約

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金（支払金額）	受取人
被保険者が死亡したとき	死亡保険金（保険金額）	死亡保険金受取人
被保険者が所定の高度障害状態になったとき	高度障害保険金（保険金額）	被保険者

【3】特約の内容

1．保険組立特約

●保険契約者が同一である主契約ごとに付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱を定めることを主な内容とする特約です。
※保険料が一時払の場合は、単体でのお取扱いとなります。

2．その他の特約

リビング・ニーズ特約

●被保険者の余命が６ヵ月以内と判断される場合に、死亡保険金額の全部または一部を被保険者にお支払いすることができる特約です。

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金 （支払金額）	受取人
被保険者の余命が６ヵ月以内と判断されるとき	特約保険金 （所定の金額（＊））	被保険者

（＊）所定の金額は、つぎのとおり計算した金額です。

（指定保険金額（注１））－（指定保険金額（注１）に対する６ヵ月分の利息）

（注１）指定保険金額とは、主契約の保険金額のうち、当社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額です。

！ご注意

●「余命が６ヵ月以内」の判断は、医師の診断書の内容および当社が確認を行った結果などにもとづき当社が判断します。なお、「余命が６ヵ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が６ヵ月以内であることをいいます。
●この特約による特約保険金のお支払いは、各主契約について１回かぎりとし、特約保険金をお支払いした場合、その主契約に付加されたリビング・ニーズ特約は消滅します。
●法人契約（保険契約者・死亡保険金受取人が法人の契約）の場合、この特約を付加することはできません。
●特約保険金のお支払い後、６ヵ月以内に被保険者が死亡した場合でも、指定保険金額から差し引かれた「利息」は返金いたしません。

重度ガン前払特約

●所定のがんと診断確定され、標準的ながん治療をすべて受けたが効果がなかったなどと判断され、所定の緩和ケアを受けた場合に、死亡保険金額の全部または一部を所定の範囲内で被保険者にお支払いすることができる特約です。

●保障内容

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金（支払金額）	受取人
被保険者がつぎの(1)および(2)のすべてに該当する状態になっていたとき (1) がん（悪性新生物）（＊１）と診断確定され、つぎのア．からウ．までのいずれかに該当すると判断されること ア．治療（＊２）をすべて受けたが効果（＊３）がなかった イ．被保険者の身体的状況では、いかなる治療（＊２）も受けられず、今後も受けられる見込みがない ウ．効果（＊３）が期待できる治療（＊２）がない (2) 上記に該当すると判断されているがんにより、ガン性疼痛等に対する所定の緩和ケア（＊４）を受けたこと	特約保険金 （所定の金額（＊５））	被保険者

参照　94 ページ
総則別表 12

（＊１）対象となる悪性新生物については、総則別表12の「①　悪性新生物」をご覧ください。

参照　98 ページ
総則別表 52

（＊２）治療（総則別表52）とは、公的医療保険制度（総則別表19）において保険給付の対象となる、つぎのＡまたはＢの治療をいいます。ただし、対症療法を除きます。

Ａ　科学的根拠等にもとづいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針にもとづく治療

Ｂ　前Ａ以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療

参照　98 ページ
総則別表 19、20

（＊３）効果（総則別表52）とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含みます。

参照　98 ページ
総則別表 53

（＊４）所定の緩和ケアとは、つぎのいずれかに該当する緩和ケアのことをいいます。

・公的医療保険制度（総則別表19）において保険給付の対象となる中等度から高度の強さの痛みに用いられるオピオイド鎮痛薬（総則別表53）（モルヒネ、ヒドロモルフォン、オキシコドン、フェンタニル、メサドン、タペンタドール、ブプレノルフィン）による緩和ケア

・公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）のうち医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院による緩和ケア

（＊５）所定の金額は、つぎのとおり計算した金額です。

（指定保険金額（注１））－（指定保険金額（注１）に対する２年分の利息）

（注１）指定保険金額とは、主契約の保険金額のうち、当社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額です。

！ご注意

- ●支払事由における判断は、医師の診断にもとづき、特約保険金の請求時における被保険者の状態等について当社が行います。
- ●この特約による特約保険金のお支払いは、各主契約について１回かぎりとし、特約保険金をお支払いした場合、その主契約に付加された重度ガン前払特約は消滅します。
- ●リビング・ニーズ特約が消滅したとき、そのリビング・ニーズ特約が付加された主契約に付加されている重度ガン前払特約も消滅します。
- ●法人契約（保険契約者・死亡保険金受取人が法人の契約）の場合、この特約を付加することはできません。
- ●特約保険金のお支払い後、２年以内に被保険者が死亡した場合でも、指定保険金額から差し引かれた「利息」は返金いたしません。

●特約保険金のお支払い例（リビング・ニーズ特約、重度ガン前払特約）

（例1）死亡保険金額の全部を支払う場合

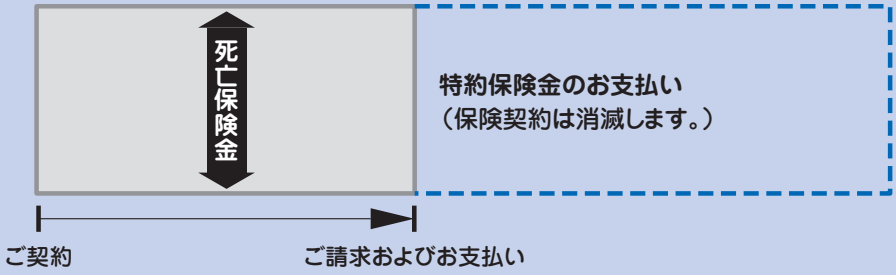

※死亡保険金額の全部をお支払いした場合には、そのご契約はその請求日に消滅します。また、その主契約に付加されている各特約も同時に消滅します。

（例2）死亡保険金額の一部を指定保険金額として指定する場合

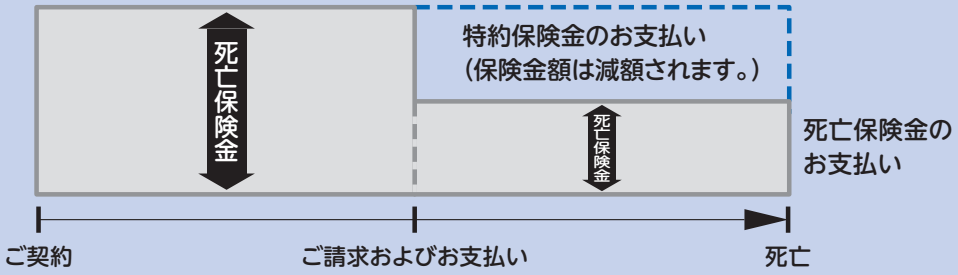

※死亡保険金額の一部をお支払いした場合には、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとして取り扱います。この場合、減額部分については解約払戻金をお支払いしません。
また、その主契約に付加されているリビング・ニーズ特約および重度ガン前払特約を除く各特約は、そのまま継続します。

指定代理請求特約

●被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金を請求することができる特約です。詳しくは「保険金の請求」の「【2】指定代理請求特約について」をご覧ください。

参照　8ページ
指定代理請求特約について

保険金をお支払いできない場合など

【1】保険金をお支払いできない場合

保険金のお支払いは、約款の規定にもとづいて取扱しますが、以下のように保険金をお支払いできない場合があります。

1．支払事由に該当しない場合

参照
各普通保険約款　第1編
参照　92ページ
総則別表2

●保険金の支払事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

◆「高度障害保険金」の支払事由に該当しない例

・一時的に両眼の視力を失っているが、回復の見込みがある場合など総則別表2の「高度障害状態」に該当しないとき

2．支払事由に該当しても保険金をお支払いできない場合

●支払事由に該当しても保険金をお支払いできない場合の例は、つぎのとおりです。

・約款に規定された免責事由（保険金を支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）

参照　47ページ
免責事由一覧

3．責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

参照
各普通保険約款　第1編

●責任開始期前に原因が生じたことにより、保険金を支払わない場合の例は、つぎのとおりです。

◆当社の責任開始期（ご契約時・復活時など）前に生じた傷害・疾病を原因として、所定の高度障害状態になったとき

※責任開始期（ご契約時・復活時など）前にすでに原因が生じていた場合でも、ご契約の復活などの際に、つぎのいずれかに該当したときは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に生じた原因によるものとみなして取扱います。

・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます）について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約を引き受けたとき

・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
> ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
> ・責任開始期（ご契約時・復活時など）前にその傷害または疾病による症状について被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

4．告知義務違反による解除の場合

●告知義務違反による解除により、保険金を支払わない場合の例は、つぎのとおりです。

・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき

・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

※告知義務違反の対象になった原因と保険金の請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、保険金をお支払いします。

参照　52 ページ
取扱総則規定約款
第 12 条

5．重大事由による解除の場合

●重大事由による解除により、保険金を支払わない場合の例は、つぎのとおりです。

①ご契約者または受取人等が保険金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき

②受取人に保険金の請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき

③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき

④他の保険契約との重複により保険金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき

⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・保険金の受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、保険金の支払事由が生じたときは、当社は保険金のお支払いを行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、保険金の受取人が複数の場合、保険金のうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人に支払います）。当社は、すでに保険金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

参照　53 ページ
取扱総則規定約款
第 14 条

（＊1）暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（＊2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6．詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、保険金を支払わない場合の例は、つぎのとおりです。

・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・保険金の受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）

・保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）

参照　52 ページ
取扱総則規定約款
第 10 条

※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでに払込いただいた保険料はお返ししません。

7．ご契約が失効している場合

参照　57 ページ
取扱総則規定約款
第 21 条

●ご契約が失効しているときは、その後、保険金の支払事由が生じても保険金をお支払いできません。

※保険金をお支払いする場合・お支払いできない場合については、つぎの具体例をご参照ください。

【2】お支払いできない場合などの事例

●保険金をお支払いする場合･できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、「【1】保険金をお支払いできない場合」にあてはまるときは保険金をお支払いできないことがあります。

参照　23 ページ
責任開始期について

事例1　責任開始期と発病時期

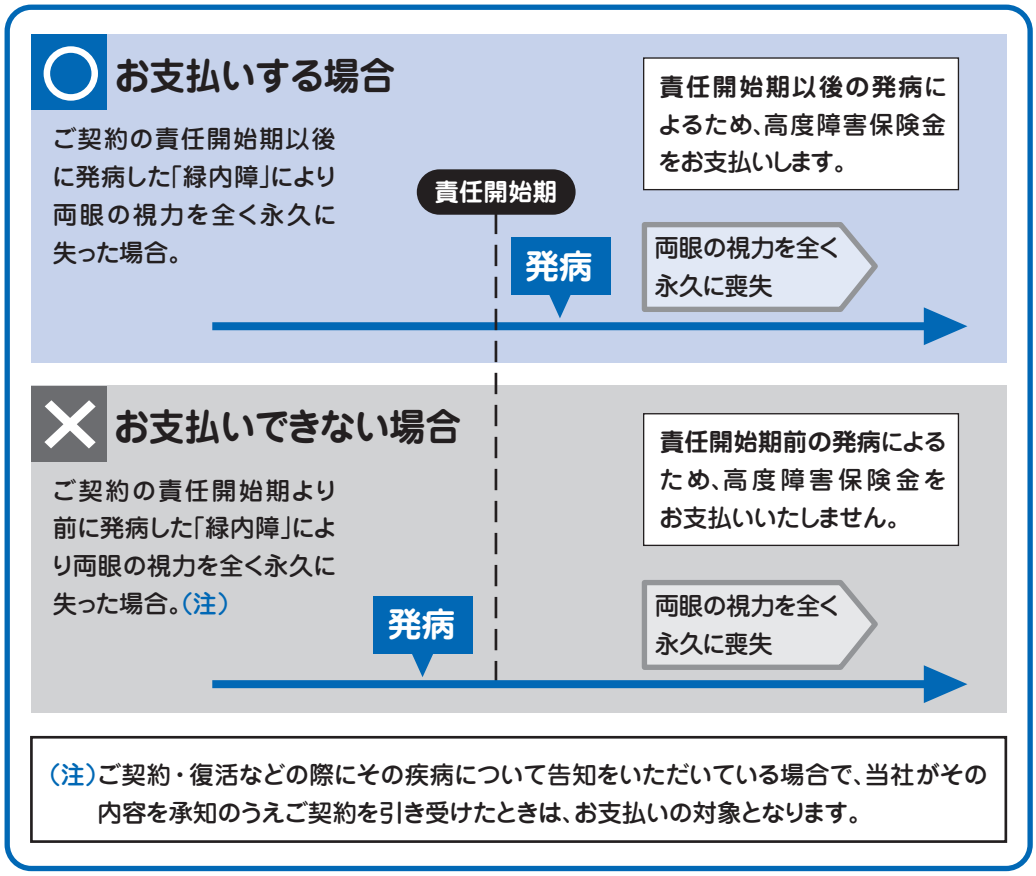

参照　15 ページ
責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

○死亡保険金以外の保険金などは、責任開始期（ご契約時・復活時など）以後に

発病した病気（疾病）または発生した不慮の事故による傷害などを原因とする場合がお支払いの対象となるものと定められています。したがって、責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発病していた病気や責任開始期（ご契約時・復活時など）より前に発生した不慮の事故などを原因とする場合にはお支払いできません。

○責任開始期（ご契約時・復活時など）前に発病した病気などを原因とする場合でも、つぎのいずれかに該当したときにはお支払いすることがあります。

・ご契約・特約の締結または復活などの際に、ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約・特約を引き受けたとき

・ご契約者および被保険者が、責任開始期（ご契約時・復活時など）前に原因となった疾病について、「医師の診療」「健康診断などの検査における異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）」「その疾病による症状についての自覚または認識」がなかったとき

事例2　高度障害保険金のお支払い～高度障害状態と回復の見込み

○ お支払いする場合

糖尿病性網膜症で両眼の視力を全く永久に失い、回復の見込みがない場合（両眼のきょうせい視力が0.02以下）。

→ 回復の見込みがなく、約款に定める高度障害状態に該当するため、**高度障害保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

糖尿病性網膜症で、両眼のきょうせい視力が0.02以下となったが、回復の見込みがあって治療を続けている場合。

→ 回復の見込みがあり、約款に定める高度障害状態には該当しないため、**高度障害保険金はお支払いできません。**

○高度障害保険金は、普通保険約款に定める「高度障害状態（＊）」になったときにお支払いします。

（＊）・身体の障害に加え、**回復の見込みがないことが条件**となります。

・身体障害者福祉法などに定める１級の障害状態とは異なります。

参照　92ページ
総則別表２

○今後の治療やリハビリなどによって回復が見込まれる場合には、高度障害保険金はお支払いできませんので、診断書などをご用意いただく前に、回復の見込みについて主治医にご確認ください。

事例3　死亡保険金などのお支払い~告知義務違反による解除

○ お支払いする場合

ご契約前に高血圧で通院していることを告知書で正しく告知されご加入、その1年後に高血圧を原因とする脳卒中で亡くなった場合。

→ ご契約に際して、告知義務違反がないため、**死亡保険金をお支払いします。**

✕ お支払いできない場合

ご契約前に慢性C型肝炎で通院していることを告知書で正しく告知されずにご加入、その1年後に慢性C型肝炎を原因とする肝がんで亡くなった場合。

→ 告知義務違反により契約は解除となり、**死亡保険金はお支払いできません。**

○ご契約に際し、ご契約者や被保険者が、当社が告知を求めた事項について故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して2年以内であればご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。（責任開始日（ご契約日・復活日など）から起算して2年を経過していても、2年以内に保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。）

○死亡などが、解除の原因となった事実によらなかったときは、保険金をお支払いします。

○ご契約が解除された場合には、解約払戻金をご契約者にお支払いしますが、多くの場合、解約払戻金は払い込まれた保険料の総額よりも少なくなります。

○営業職員に口頭でお話しただけでは告知したことにはならず、告知義務違反でご契約が解除となる場合があります。

参照　52ページ
取扱総則規定約款
第12条

事例４　重度ガン前払特約による特約保険金のお支払い

○重度ガン前払特約を付加した場合、所定のがんと診断確定され、標準的ながん治療をすべて受けたが効果がなかったなどと判断され、所定の緩和ケアを受けた場合に、死亡保険金額の全部または一部を所定の範囲内で特約保険金として被保険者にお支払いすることができます。

○診断確定されたがんが以下のような状態に該当すると判断され、所定の緩和ケアを受けた場合に、**特約保険金をお支払いできます。**

項目	具体例
治療の効果がなかった場合	・治療をすべて受けたが、がんの転移など、進行が止まらず治療の効果がなかったと診断されている ・治療をすべて受けたが効果はなかったと診断されているが、公的医療保険制度対象において保険給付の対象とならない先進医療等を受ける予定がある
被保険者の身体的状態では、いかなる治療も受けられず、今後も受けられる見込みがない場合	・他の疾患などにより重度の臓器障害があるために、いかなる治療も受けることができない
効果が期待できる治療がない場合	・治療をすべて受けたが効果がなかったと診断され、医学的に有効と認めた治療が残されてない

○診断確定されたがんが以下のような状態に該当している場合には、**特約保険金をお支払いできません。**

項目	具体例
治療の効果があった場合	・抗ガン剤治療を受け、寛解はしていないが、腫瘍の縮小効果が認められる
効果が期待できる治療がある場合	・薬物治療の効果はなかったが、治癒の可能性がある他の治療（別の薬物治療等）が残されている ・放射線治療の効果はなかったが、今後抗ガン剤治療を受ける予定がある

○「治療」（総則別表52）とは、公的医療保険制度（総則別表19）において保険給付の対象となる、つぎのＡまたはＢの治療をいいます。ただし、対症療法を除きます。

Ａ　科学的根拠等にもとづいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針にもとづく治療

Ｂ　前Ａ以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療

○「効果」（総則別表52）とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含みます。

参照　98 ページ
総則別表 52

参照　98 ページ
総則別表 19

お申込みに際して

●**ご契約の前には、必ず「契約概要」、「意向についてのご確認画面・意向把握・意向確認書」、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の内容について十分ご確認のうえお申込みください。**

【１】お申込みの流れ（イメージ）

１．営業職員経由でお申込みの場合

お客様のご意向に沿った保険商品のご提案を行うための情報提供をいただきます（個人情報のお取扱いについてご了承ください）。

↓

お客様のご意向を確認しながら、おすすめするプランを端末画面や契約概要（ご提案書）で説明します。また、契約概要については、取扱者がつぎの点を口頭で説明しますので、ご了解ください。

①**「契約概要」には、とくにご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること**

②**記載された支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示していること**

↓

「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」を説明し、「ご契約のしおり・約款」（Ｗｅｂ版または冊子版から選択できます。冊子版の場合、原則後送となります）をお渡しします。また、お申込みいただくプランがお客様の意向と合致しているかを「意向についてのご確認画面」または「意向把握・意向確認書」で確認させていただきます（意向と合致していない場合は、取扱者にお申し出ください）。
注意喚起情報は、とくにつぎの点などについては、取扱者が口頭で説明しますので、ご了解ください。

①**「注意喚起情報」には、ご契約の申込みに際してとくにご注意いただきたい事項が記載されていること**

②**死亡保険金などをお支払いできない場合など、お客様にとってとくに不利益な情報が記載された事項を読むことが重要であること**

③**現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益になる可能性があること**

↓

申込手続き画面または申込書によりお手続きいただきます（その後、一時払保険料（相当額）を払い込みいただきます）。

2．インターネット経由でお申込みの場合

当社ホームページにてインターネット申込ログインID・パスワードを設定してください。マイページ会員の方はログインID・パスワードを入力してください。

↓

本人確認書類をお手元にご用意ください。
お客様のご意向に沿ったプランをお選びいただき、お選びいただいたプランの契約概要、「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、契約概要については以下の点についてご了解ください。

①「契約概要」には、とくにご確認いただきたい契約の内容等に関する重要な事項が記載されていること
②記載された支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示していること

注意喚起情報は、とくにつぎの点などについては、ご了解ください。

①「注意喚起情報」には、ご契約の申込みに際してとくにご注意いただきたい事項が記載されていること
②保険金などをお支払いできない場合など、お客様にとってとくに不利益な情報が記載された事項を読むことが重要であること
③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本保険商品のお申込みを検討されている場合、お客様にとって不利益になる可能性があること

↓

お客様情報、指定代理請求人、死亡保険金受取人情報、健康状態等の告知情報を入力してください（個人情報のお取扱いについてご了承ください）。

↓

お申込内容最終確認画面にて、お申込内容や告知内容が事実と合致しているかご確認ください。合致していない場合は、修正のうえ、お手続きをすすめてください。

↓

マイナンバーカードによる認証、または本人確認書類をご提出（画像をアップロードする方法、郵送での方法を選択）ください。

↓

申込手続完了のご案内がメール送信されますので内容をご確認いただき、期限までに当社指定口座へ一時払保険料（相当額）をお振り込みください。

【2】保険契約締結の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【3】当社の生命保険募集人の権限

●当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。

●当社ではご契約内容変更などの手続きは一部を除いて、当社の職員経由または郵送でお取扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【4】責任開始期について

1．営業職員経由でお申込みの場合

●お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料（相当額）を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保障を開始します。

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
デビットカード	当社所定の決済端末による決済が完了した時
二次元コード決済（PayPay等）	決済が完了した時
当社保険契約の 満期保険金などの支払金からの差引	保険期間満了日の翌日
当社保険契約の年金からの差引	年金支払開始日（第１回の年金支払日）

払込方法	当社が受け取ったとみなす時期
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金時

●責任開始期について図示するとつぎのとおりです。

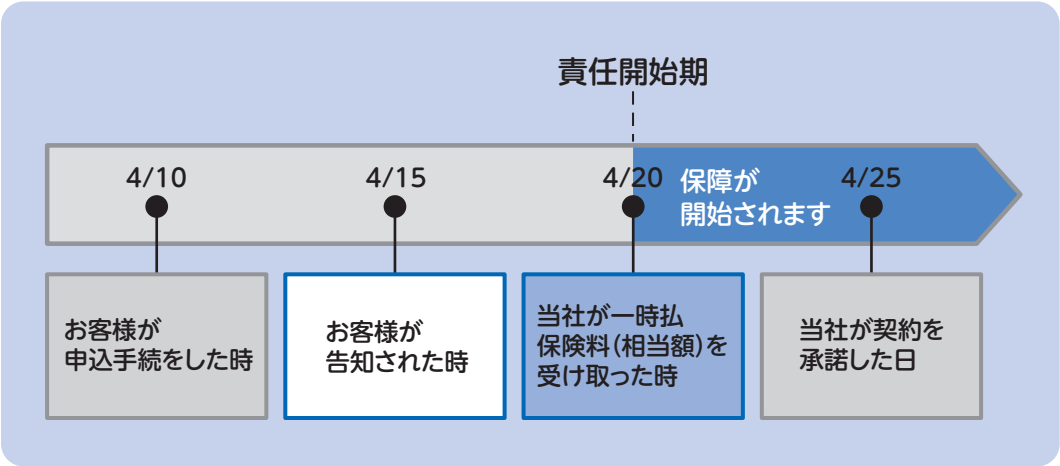

2．インターネットでお申込みの場合

●インターネットでお申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合、つぎの①と②のいずれか遅い時から保障を開始します。
①当社指定口座に一時払保険料（相当額）が着金した時
②お客様がお申込みを確定させた時

●責任開始期について図示するとつぎのとおりです。

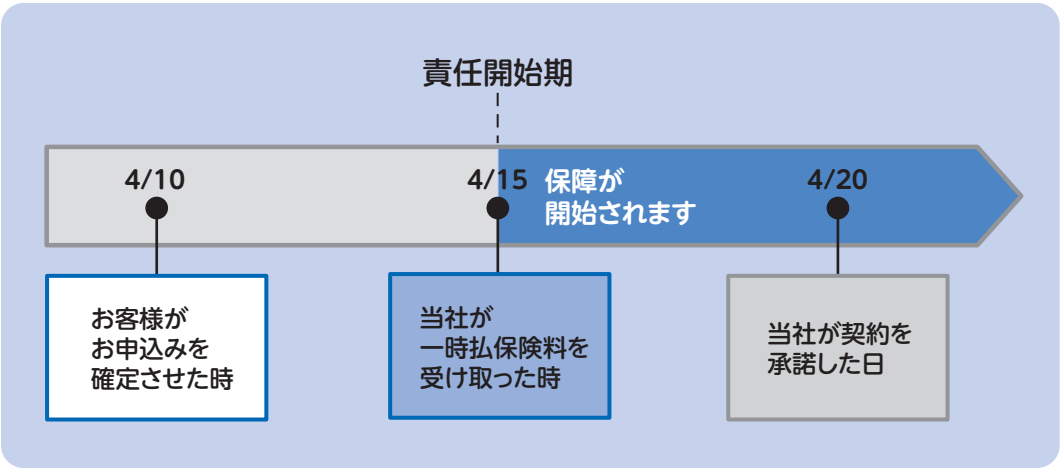

【5】保険証券について

●ご契約の申込を当社が引受しますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。保険証券と申込の契約内容が相違していないか、お確かめください。

●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

●保険証券は、その後の契約内容の変更等各種手続を行う場合に必要となります。

紛失等しませんよう大切に保管願います。
●「Web保険証券特約（保険証券不発行型）」を付加した場合、保険証券は発行しません。

【6】申込の手続

●申込の契約内容について、ご契約者・被保険者ご自身が申込手続画面または申込書を十分ご確認のうえ署名または入力し、手続をしてください。なお、申込書による手続の場合は、署名または押印願います。
●告知書は、被保険者ご自身で正確に記入または入力（告知）をお願いします。
※告知書とは、告知書面または告知手続画面をさし、告知とはこれらに記入または入力することをさします（以下同様とします）。

【7】告知に関するご注意点について

1．告知の重要性

●**ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、ご契約者・被保険者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。**生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態がすぐれない方や危険度が高い職業に従事されている方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業**など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項（お申込み手続き画面または申込書でおたずねする告知事項を含みます）について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
●告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社（当社所定の書面(「告知書」)にご記入いただく場合)が有しています。**生命保険募集人(募集代理店等を含みます）には告知受領権がないので、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。**必ず、被保険者ご自身で告知書にご記入ください。

2．正しく告知されない場合のデメリットについて

●告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、**故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（契約日・復活日など）から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
・責任開始日（契約日・復活日など）から２年を経過していても、保険金の支払事由等が２年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
・ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生してい

ても、これをお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況などにより、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。**

この場合、

・**責任開始日（契約日・復活日など）からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも取消となることがあります）。**

・**すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。**

〔具体例〕

	告知義務違反	告知義務違反の内容が特に重大な場合（詐欺による取消）
具体的な内容（例）	２ヵ月前に医師により入院をすすめられていたことを告知しなかった。	加入直前に、胃がんと診断（本人了知）され、手術したことを、故意に（わざと）告知しなかった。
解除・取消される期間	責任開始日（契約日・復活日など）から２年以内	責任開始日から２年以上経過していても取消となることがあります
解除・取消したときの保険金	お支払いできません。（ただし、支払事由と解除原因に因果関係がなければお支払いすることがあります）	お支払いできません。
お払い込みいただいた保険料	お返ししません。（解約払戻金をお支払いします）	お返ししません。（解約払戻金もお支払いしません）

！ご注意

●新規加入時のほか、つぎのような場合にも告知が必要です。
・復活時

●告知に関するお問い合わせ窓口
「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社　契約査定課
電話番号：**0120-506-376**（通話無料）
受付時間：月～金曜日　９時～17時
（土・日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

３．当社が告知義務違反による解除ができない場合

●つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。
・保険契約締結の際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
・生命保険募集人（募集代理店を含みます）が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようにすすめたとき

【８】契約確認

●当社で委託した業務士等が、ご契約の申込後にご契約の申込内容や告知内容等について確認する場合があります。

【９】保険料払込時のご注意

１．営業職員経由でお申込みの場合

●払込方法により、つぎのとおりのお取扱いとなります。

払込方法	お取扱い
デビットカード	当社所定の決済端末にてお手続きいただきます。 決済の完了時に確認メッセージが画面に表示されますのでご確認ください。
二次元コード決済（PayPay等）	契約者ご自身のスマートフォンのアプリを利用して手続きいただきます。
当社指定口座への振込	当社所定の振込用紙で、当社指定口座へお振込みいただきます。 「第１回保険料充当金領収証」の発行は行いません。

●ご加入いただいている当社保険契約の満期保険金などの支払金より差し引く場合、一時払保険料は「お支払額計算書兼精算書」にてお確かめください。

2．インターネットでお申込みの場合

払込方法	お取扱い
当社指定口座への振込	所定の日までに当社指定の口座へお振込みください。

※「第1回保険料充当金領収証」の発行は行いません。

【10】クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回・ご契約の解除）

■生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。

●クーリング・オフの申出方法

・申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）はつぎの方法で、ご契約の申込の撤回またはご契約の解除（以下「申込の撤回等」といいます）をすることができます。

①書面（郵送）による申出

②当社ホームページ内のクーリング・オフ受付フォームからの申出

●クーリング・オフの取扱期間

つぎの**起算日からその日を含めて20日以内**であれば、申込の撤回等をすることができます。

申込経路	起算日
営業職員	●つぎのいずれか遅い日 ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（＊1）または「クーリング・オフ制度について記載した書面」（＊1）の交付日のいずれか早い日 ②保険契約の申込日 ③一時払保険料（相当額）の払込日（＊2）
インターネット	●つぎのいずれか遅い日 ①「ご契約に際しての重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」（＊1）の交付（ダウンロード）日 ②保険契約の申込日 ③一時払保険料（相当額）の払込日（＊2）

（＊1）保険契約の申込の撤回または解除に関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。

（＊2）払込日は、払込方法に応じてつぎに定める日となります。

払込方法	払込日
デビットカード	ご利用日

払込方法	払込日
二次元コード決済（PayPay等）	決済日
当社保険契約の満期保険金・年金などからの差引	当社保険契約の満期保険金・年金（第１回）などの支払日
当社指定口座への振込	当社指定口座への着金日

●書面での申出方法

◆申込の撤回等は、書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便等により取扱支社または本社あてに、つぎの項目をご記入のうえ、発信してください。

①申込を撤回等する旨
②申込した商品名
③保険契約の申込日
④申込者等の住所・電話番号・氏名（自署）

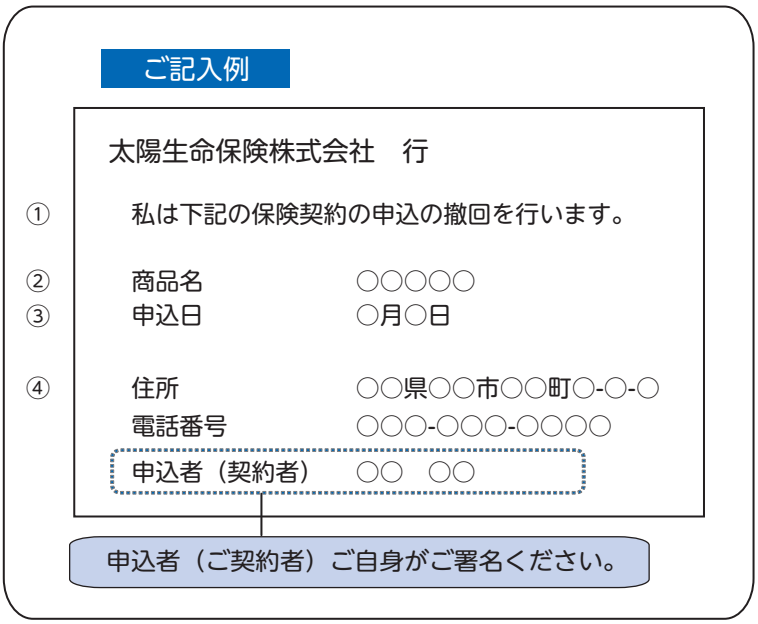

●当社のホームページからの申出方法

◆クーリング・オフ受付フォームに入力のうえ、送信してください。
◆クーリング･オフは､クーリング･オフ受付フォームの送信時に効力を生じます。

●申込の撤回等をした場合には、申込時に当社が受領した金額をお返しします。
●当社は申込者等に対し、申込の撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求しません。
●申込の撤回等の書面の発信時または受付フォームからの送信時に保険金の支払事由が生じている場合には、申込の撤回等の効力は生じません。ただし、申込の撤回等の書面の発信時または受付フォームからの送信時に、申込者等が保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

！ご注意

●つぎの契約・取扱いなどについて、クーリング・オフをすることができません。
①法人契約
②債務履行の担保のための保険契約
③既存の保険契約の内容変更（保険金額の減額など）に関する取扱

【11】新たな保険契約への乗換えについて

現在ご加入の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されているお客様は、つぎのように不利益となることがありますので、ご留意ください。

●現在ご加入の保険契約を解約・減額する際の留意事項

・多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。とくに、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです（一時払の場合を除きます）。
・一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。

●新たな保険契約を申し込む場合の留意事項

・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の告知内容などによりお断りすることがあります。また、正しく告知をされなかった場合には、保険契約が解除・取消となることもあります。
・新たにお申込みの保険契約の保険料については、お申込みの際の被保険者の年齢等により計算します。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在ご加入の保険契約と異なることがあります。
・新たな保険契約の責任開始日から起算して２年以内に保険契約者が自殺した場合などは、死亡保険金をお支払いしません。
・詐欺による保険契約の取消の規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

【12】元本欠損について（お受取額と一時払保険料との関係）

●この保険の保険料の一部は、死亡時の保険金や生命保険の運営に必要な経費などにあてられます。したがいまして、ご契約後短期間で解約された場合などは、お支払いする金額が一時払保険料を下回ることがあります。

【13】個人情報の取扱について

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱に努めています。

1．個人情報の取得・利用目的

●当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含みます。
①各種保険契約の引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務
※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2．医療・健康等の機微（センシティブ）情報の取扱

●当社はお客様の機微(センシティブ)情報については、各種保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用しません。

3．個人情報の第三者提供の制限

●当社は業務上必要な範囲をこえて、個人情報を第三者に提供しません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。
①各種保険契約の引受、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合
提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。
②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受、継続・維持管理、

保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。(個人情報の取扱については、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めております。)

③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合

④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

⑤団体（集団）扱にて払込の保険契約について、保険料の引去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や、その他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱の詳細については、当社のホームページ（ https://www.taiyo-seimei.co.jp/ ）をご覧ください。

！ご注意

●上記の内容は当しおり作成月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【14】本人特定事項等の確認について

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客様の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更したときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【15】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定

の情報を特定の者と共同して利用しております。

1．「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

●保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正

当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】
2024年３月31日以前の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（３）入院給付金の種類および日額
（４）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（５）取扱会社名

2024年４月１日以降の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）普通死亡保険金の金額
（３）入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
（４）災害死亡保険金の金額
（５）がん給付金の一時金額
（６）就業不能保障給付金の月額
（７）先進医療保障給付の件数
（８）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（９）取扱会社名

※2024年４月１日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(２)～(７)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。
※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/keiyaku.pdf)をご確認ください。

２．「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。
ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】
つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ(https://www.taiyo-seimei.co.jp/download/contract-out/shiharai.pdf)をご確認ください。

3．保有個人データの共同利用について

当社は、下記のとおり、当社が保有するお客様の個人データを共同利用いたします。

1．T&D保険グループ各社

当社ならびにT&D保険グループ各社では、経営管理およびリスク管理を実施するとともに、より付加価値の高い商品・サービスの開発・提供を行うため、以下のとおり個人データの共同利用を行います。

●共同利用する個人データ

(1)株式会社T&Dホールディングス の株主さまの氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、所有株式数等に関する情報

(2)T&D保険グループが保有する個人の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号その他申込書等に記載された内容および保険金・給付金等のお支払状況その他の下記の利用目的の達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用の利用目的

(1)の個人データ

(A)株式会社T&Dホールディングス の株主さまへのご連絡、各種情報等の提供および 株主管理

(B)その他上記に関連・付随する業務

(2)の個人データ

(A) T&D保険グループの経営管理およびリスク管理、これらに付帯する業務ならびに法令等の遵守

(B) 各種取引の開始・維持管理（各種保険契約の引受けおよび継続・維持管理ならびに保険金・給付金等の支払いを含む。）

(C) T&D保険グループが提供する各種商品・サービスの案内・提供

(D) T&D保険グループの業務に関するお客様への情報提供・運営管理および商品・サービスの充実

(E) その他上記に関連・付随する業務

●共同利用者の範囲

株式会社T&Dホールディングスならびに株式会社T&Dホールディングスの有価証券報告書等に記載されている連結子会社のうち、個人情報保護法第27条第5項第3号に基づく対外告知を実施済みの会社

●管理責任者

太陽生命保険株式会社
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html

株式会社T&Dホールディングス
https://www.td-holdings.co.jp/company/profile.html

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
https://www.tdf-life.co.jp/company/profile.html#anc-01

T&Dアセットマネジメント株式会社
https://www.tdasset.co.jp/company/about/

ペット＆ファミリー損害保険株式会社
https://www.petfamilyins.co.jp/company/overview/
株式会社All Right
https://all-right.co.jp/company-profile.html

※上記にかかわらず、当社は、ご本人の同意があったとしても、特定個人情報等を共同して利用することはありません。

2．株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同して利用する個人データ
(1)太陽生命保険株式会社のお客様に関する情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、契約内容、保険金・給付金の支払いに関する内容、当社のアンケートへのご回答、当社が提供するスマートフォン向けアプリ等のサービスのご利用により取得した情報など）
(2)その他下記利用目的達成のために必要な個人に関する情報

●共同利用者の範囲
太陽生命保険株式会社、株式会社太陽生命少子高齢社会研究所

●共同利用における利用目的
(1)当社商品・サービスの充実
(2)その他上記に関連・付随する業務

●個人データの管理について責任を有する者の名称、住所および代表者の氏名
太陽生命保険株式会社
住所および代表者の氏名は下記のリンク先をご覧ください。
https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/information/outline.html

●共同利用者における個人データの取り扱い
株式会社太陽生命少子高齢社会研究所は、同社のプライバシーポリシーに基づき、個人データを取り扱います。詳細につきましては、下記のリンク先をご覧ください。　https://www.taiyo-institute.co.jp/policy/

●当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）やその他特定共同利用を含む当社における個人情報の取扱、契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（https://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

【16】当社の組織形態および株式会社の運営について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【17】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（＊4））。

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率 等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（＊1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（＊2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該

当するか否かを判断することになります。

（＊３）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（＊４）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

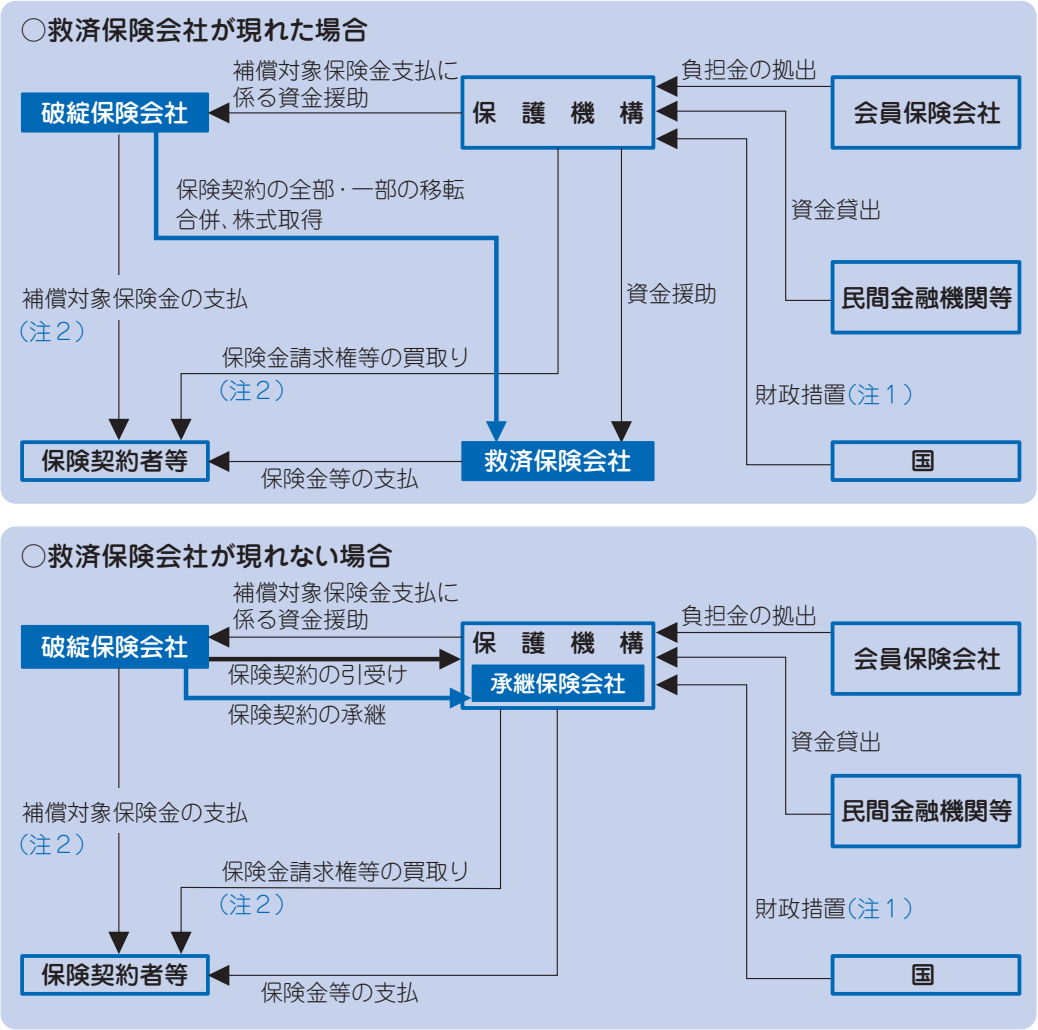

（注１）上記の「財政措置」は、令和9年（2027年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（＊２）に記載の率となります。）

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱に関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL０３－３２８６－２８２０
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

ご契約後について

【1】効力を失ったご契約の復活について

●万一ご契約の効力がなくなった場合でも**失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**
●ご契約の復活をする際のお手続きは、つぎのとおりです。
・あらためて被保険者の告知書または当社が保険契約を継続してさしつかえないと認めるにたる書類を提出していただきます。
・当社が復活を承諾したときは、つぎの金額を一括でお払い込みいただきます。この場合、当社はつぎの金額を受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から、保険契約上の責任を負います。

ご契約が失効した理由	お払い込み金額
契約者貸付による貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえたとき	当社所定の方法により計算した金額

！ご注意

●つぎに該当する場合などは、復活できません。
・健康状態が当社所定の基準を満たさないとき
・すでに解約払戻金を請求されているとき
●営業職員には、復活を承諾する権限はありません。

【2】お金がご入用のときの貸付制度（契約者貸付）について

●途中でお金がご入用のときに、必要な資金をお貸しする、「契約者貸付制度」をご利用いただけます。

貸付金額の範囲	解約払戻金の一定の範囲内（最低1,000円以上） （注）保険金額などによりお貸付できる金額は異なります。
利息	当社所定の利率で複利計算します。 この利率は毎年２回、１月および７月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、１月見直しの場合は４月１日から、７月見直しの場合は10月１日から変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか一部返済もお取り扱いします。

精算	死亡・高度障害保険金などをお支払いする場合、ご契約が消滅する場合、保険金額を減額する場合などには、貸付元利金が差し引かれて精算されます。

●貸付利率の見直し時期と適用期間（イメージ）

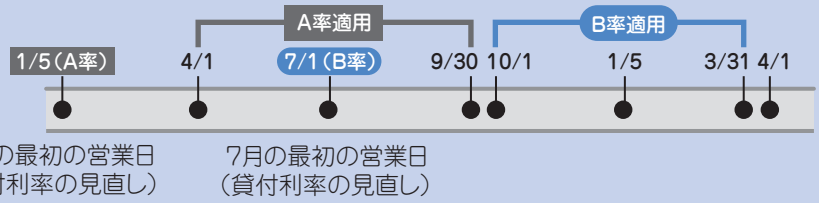

◇**「4/1～9/30」に適用する貸付利率**（1月の当社の最初の営業日を1/5とした場合）
1/5に「4/1～9/30」に適用する貸付利率の見直しを決定（A率の適用）し、「4/1～9/30」はA率が適用されます。

◇**「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率**（7月の当社の最初の営業日を7/1とした場合）
7/1に「10/1～翌年3/31」に適用する貸付利率の見直しを決定（B率の適用）し、「10/1～翌年3/31」はB率が適用されます。

！ご注意

- **貸付利率の変更方式については、金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。**
- 契約者貸付の貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 契約者貸付の元利合計額が解約払戻金をこえた場合は、ご返済がありませんとご契約は効力を失います（一時払の場合を含みます）。**万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。**

【3】契約者配当金について

●この保険は無配当です。契約者配当金はありません。

【4】受取人・住所などの変更や証券紛失

1．保険契約者・死亡保険金等受取人の変更

●ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。
保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）は、すべて新しい保険契約者に引き継がれます。

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、通知により死亡保険金等受取人を変更することができます。ただし、当社に到着前にすでに死亡保険金等を変更前の受取人に支払っていた場合は、その後、変更後の受取人から請求を受けても当社は死亡保険金等をお支払いしません。

※死亡保険金等受取人などを変更する場合は、当社所定の請求書類などを当社担当職員へ提出いただくか、または当社まで郵送願います。

●ご契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金等受取人を変更することができます。ただし、被保険者の同意が必要です。

お願い

●死亡保険金等受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡願います。

・新しい死亡保険金等受取人に変更する手続きをお願いします。

・死亡保険金等受取人が死亡された時以後、死亡保険金等受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金等受取人の死亡時の法定相続人が新たな死亡保険金等受取人となります。具体的には、つぎのような取扱いとなります。

(例)

保険契約者・被保険者　Aさん（夫）　死亡給付金等受取人　Bさん（妻）

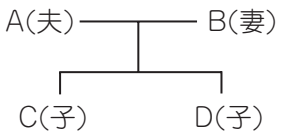

Aさんより先にBさんが死亡し、その後Aさんが死亡した場合

↓

Bさんが死亡した時に、Bさんの法定相続人である、AさんとCさんとDさんが死亡保険金等受取人になります（ただし、死亡保険の場合は、被保険者であるAさんは実際は受取人にはなれません）。その後、Aさんが死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金等受取人になります。この場合、CさんとDさんの受取割合は均等となります。

！ご注意

●死亡保険金等受取人の変更について

・死亡保険金等の支払事由発生後の受取人の変更はできません。

・遺言による変更の場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社に通知していただく必要があります。

●生命保険金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって、税法上の取扱いが異なりますので、変更にあたっては事前に十分ご確認ください。
(税法上の取扱いについては、「税金について」をご覧ください。)

参照　45 ページ
税金について

2．指定代理請求特約の中途付加・指定代理請求人の変更

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の中途付加または指定代理請求人の変更をすることができます。この場合、当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡のうえ、所定の請求書類などを当社まで郵送によりご提出ください。

3．住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

●つぎのような場合には、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
・ご契約者・被保険者・受取人などが改姓または改名されたとき
・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

●当社ホームページにおいても、つぎのお手続き等が可能です。
・住所の変更　・保険証券の再発行　・指定代理請求特約の中途付加
・Web保険証券特約の中途付加
なお、お手続きには該当するサービスの会員登録が必要となるなど、所定の条件があります。
※上記のお取扱いは作成月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【5】ご解約と解約払戻金について

1．解約について

参照　67ページ
終身保険約款　第12・13条

●生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
したがって、この保険を**ご契約後短期間で解約されますと、解約払戻金はお払込保険料より少ない金額になることがあります。**
●解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
●一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、経過年月数などによって異なります。

2．解約した場合の特約の取扱い

●主契約を解約されますと、主契約に付加された特約も同時に解約となります。

3．解約払戻金の請求について

●ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
●ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

・お金がご入用のとき・・・契約者貸付制度があります。また、所定の範囲内で保険金額を減額することもできます。

お願い

●ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【6】受取人によるご契約の継続について

●債権者等が、解約払戻金等の差押えを目的として、保険契約の解約を当社に請求してきた場合は、その通知が当社に到着した日の翌日から1ヵ月を経過した日に効力を生じるものとします。

●債権者等から、保険契約解約の請求があった場合は、当社はご契約者に対しその旨のご連絡をします。なお、上記の解約請求があった場合でも、所定の要件を満たしている死亡保険金受取人は、ご契約者の同意を得て、解約払戻金相当額(＊)を債権者等に支払う(介入する)ことでご契約を継続することができます。

(＊)解約払戻金相当額とは債権者等からの解約通知が当社に到達した日に解約の効力が生じるものとした場合、当社が債権者等に支払うべき金額のことをいいます。

税金について

！ご注意

●本項記載の税務のお取扱いは、作成月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

【１】生命保険料控除について

●**この保険は、一般生命保険料控除の対象となります。**

●一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間払込保険料（＊）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

（＊）年間払込保険料とは、当年中（１月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料です。（以下同様とします）

●生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項　目	内　　容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間払込保険料の合計額です。 ※保険料払込方法が一時払のご契約の場合、一時払保険料をお払い込みになられたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

●生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社が発行する「生命保険料控除証明書」が必要となります。

●所得税・住民税の所得控除額の計算方法など、詳細は当社ホームページよりご確認ください。
(https://www.taiyo-seimei.co.jp/customer/seimeihoken/hokenryo_kojo.html)。

【２】保険金の税法上の取扱

１．保険金の非課税扱い

●つぎの保険金は、一般的に税金がかかりません（ご契約者が法人でかつ受取人の場合は課税されることがあります）。

○高度障害保険金
○リビング・ニーズ特約および重度ガン前払特約の特約保険金

※指定代理請求人が受取人の代わりに保険金を受け取った場合も非課税となります。

２．死亡保険金の税法上の取扱

●ご契約者、被保険者、死亡保険金などの受取人の関係により、つぎのとおり受取になる死亡保険金などにかかる税金が異なります。

〔死亡保険金を受取のとき〕

契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合				相続税（＊）
ご契約者と受取人が同一人の場合				所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人の場合				贈与税

（＊）ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金（死亡給付金、災害死亡保険金などを含み、保険契約が複数ある場合は合算します）の受取人が相続人の場合は、死亡保険金に相続税が課税されますが、所定の金額までは非課税扱となります。

ご参考

（所得税法施行令第３０条　所得税基本通達９－２１）

免責事由一覧

【１】保険金を支払わない場合

保険金名称	免責事由
死亡保険金	・責任開始日から起算して２年以内の自殺（＊１） ・保険契約者の故意 ・死亡保険金受取人の故意（＊２） ・戦争その他の変乱（＊３）
高度障害保険金	・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（＊３）
特約保険金 （リビング・ニーズ特約）	・保険契約者の故意 ・被保険者の故意 ・指定代理請求人の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（＊３）

（＊１）自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められる場合には、保険金をお支払いすることがありますので、当社にお問い合わせください。

（＊２）被保険者を死亡させた受取人が死亡保険金などの一部の受取人である場合は、死亡保険金などの残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金はご契約者にお支払いします。死亡保険金受取人が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり保険金などは支払われません。

（＊３）保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。

取扱総則規定約款

2025年12月1日改正

（この規定の趣旨）

この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。

この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。

第１節　用語の定義

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
総則別表	この規定の別表のことをいいます。
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金、遺族年金、遺族給付金ならびに無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当終身認知症・生活介護年金保険契約の死亡一時金を含みます。

②　この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「(無解約払戻金型)」および「(低解約払戻金型)」の表示を省略して記載します。

２．給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由

（給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由）

第２条　保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第１編（普通規定）または特則に定めるものとします。

第２節　会社の責任開始期

１．会社の責任開始期

（会社の責任開始期）

第３条　会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合
　　第１回保険料を受け取った時

(2) 第１回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
　　第１回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

②　会社の責任開始の日を契約日とします。

③　保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。

④　会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者の氏名または名称

(3) 被保険者の氏名

(4) 死亡保険金等（死亡払戻金を含みます。）の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項

(5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を

含みます。）
(6) 保険期間
(7) 給付金額等およびその支払方法
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約日
(10) 保険証券を作成した年月日

⑤　保険料一時払の保険契約のときは、第１項中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

第３節　保険料の払込

１．保険料の払込

（保険料の払込）

第４条　第２回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第１項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

②　第２回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。
(1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと
(2) 猶予期間
(3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと

③　保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特則が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特則が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（死亡払戻金を含み、保険契約または特則の消滅をともなうものおよび年金にかぎります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（死亡払戻金を含みます。）とともにその受取人に払い戻します。

④　保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人）は、その未払込保険料を払い込んでください。

⑤　保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

⑥　前項の場合、未払込保険料の払込については、第７条（保険料払込の猶予期間）第４項の規定を準用します。

⑦　つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。
(1) 給付金額等の減額が行われたとき
(2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

（保険料の払込方法（経路））

第５条　保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
(1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
(2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。）
(3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
(5) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。）
(6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

②　前項第２号の方法による場合、払込期月内に保険料の払込がないときは、第７条第１項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。

③　第１項第２号の方法による場合、第７条第１項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。

④　保険契約者は、第１項各号の保険料の払込方法（経路）について、会社の定める範囲内で変更することができます。

⑤　保険料の払込方法（経路）が第１項第２号、第３号、第５号または第６号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法

（経路）を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

⑥　保険契約者は、第１項に定める保険料の払込方法（経路）にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等（他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎります。以下本条において「保険金等」といいます。）と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

２．保険料の前納

（保険料の前納）

第６条　保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて６か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。

②　前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。

③　つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

(1) 保険契約が消滅したとき

(2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき

(3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。）

④　前項第１号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除きます。

(1) 保険契約の消滅をともなう給付金等

(2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。）

⑤　特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

３．保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

（保険料払込の猶予期間）

第７条　第２回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

②　猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きます。

③　前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等（死亡払戻金を含みます。）があるときは、その給付金等を支払います。

④　猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

（保険契約の失効）

第８条　保険料が払い込まれないまま前条第１項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

４．保険契約の復活

（保険契約の復活）

第９条　保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して３年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。

②　保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－１）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。

④　第21条（保険契約者に対する貸付）第６項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。

⑤　会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の復活を承諾した後に第３項および前項の金額を受け取った場合

その金額を受け取った時
(2) 第３項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合
その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
⑥　会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

第４節　保険契約の解除等

１．詐欺による取消または不法取得目的による無効

（詐欺による取消または不法取得目的による無効）

第10条　保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
②　保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

２．告知義務および保険契約の解除

（告知義務）

第11条　保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第12条　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
②　会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
③　前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
④　第１項または第２項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。
⑤　本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第13条　会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１か月を経過したとき
(5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して２年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
②　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第14条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者（満期保険金を除く死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合

ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ．保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

②　会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第４号のみに該当した場合で、前項第４号ア．からオ．までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③　第１項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。

④　本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑤　前項の規定にかかわらず、第１項第４号の規定により保険契約を解除し、給付金等の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し給付金等を支払わない場合で、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分の解約払戻金があるときには、会社は、その部分の各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑥　第１号に定める保険契約については、第２号から第４号までに定めるとおり取り扱います。

(1) 本項の規定の適用となる保険契約はつぎのとおりとする。

ア．個人年金保険契約等

イ．無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約

ウ．無配当終身生活介護年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険〔Ⅰ型〕契約または無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）

エ．無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約、無配当就業不能収入保障保険(001)契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約、無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅰ型〕契約または無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）

オ．無配当選択緩和型認知症治療年金保険契約

(2) 前号に定める保険契約について、年金の一部の受取人に対して第２項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。

(3) 第１号に定める保険契約について、年金支払開始日以後に第３項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。

(4) 第１号のア．からエ．までに定める保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第４項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。

⑦　会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第１編（普通規定）に定める据置払または分割払の

取扱を開始した後に第１項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 第３項および第４項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。
(2) 第４項中、「各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等（給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

第５節　保険契約内容の変更

１．給付金額等の減額

（給付金額等の減額）
第15条　保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。
②　給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－３）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
③　給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
④　給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。

２．保険期間の変更

（保険期間の変更）
第16条　保険期間の変更は取り扱いません。

３．保険料払込期間の変更

（保険料払込期間の変更）
第17条　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。
②　保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－３）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
③　会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。
④　保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

第６節　保険契約の更新

１．保険契約の更新

（保険契約の更新）
第18条　保険契約者は、保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。以下本条において同様とします。）前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。
②　前項のほか、保険料の払込が免除されている保険契約は、保険期間の満了する日の２週間前までに保険契約者からとくに反対の申出がないかぎり、更新日に更新されます。
③　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の更新を取り扱いません。
(1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
(2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき
(3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき
ア．無配当積立保険
イ．無配当養老保険
ウ．無配当生存給付金付定期保険
(4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
④　つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、更新前の保険契約の保険料の払込が免除されている場合を除き、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。
(1) 保険期間
(2) 保険契約の型
(3) 支払限度の型
(4) 生存給付金の形式

(5) 年金支払満了年齢
(6) 最低支払保証期間
(7) 年金保障期間

⑤　前項の規定にかかわらず、更新後の保険期間についてはつぎのとおり取り扱います。
(1) 保険契約者は、第１項に定める保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。
(2) 保険期間を更新前と同一とすると第３項第２号に該当するときは、つぎのとおり取り扱います。
ア．更新日における被保険者の年齢が会社の定める範囲内であるとき
会社の定める範囲内で保険期間を短縮して更新します。
イ．前ア．以外であるとき
保険契約は更新することができません。

⑥　更新後の給付金額等は、更新前の給付金額等と同一とします。ただし、保険契約者から保険期間の満了する日の２週間前までに申出があれば、会社の定める範囲内で、給付金額等を変更して更新することができます。

⑦　更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。

⑧　更新後の保険契約の第１回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

⑨　第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。

⑩　更新後の保険契約の第１回保険料が払い込まれないまま第８項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。

⑪　更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

⑫　保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
(1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払
(2) 給付金等の支払限度
(3) 保険料の払込免除
(4) 告知義務および告知義務違反による解除
(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効等に関する規定
(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
(9) 認知症責任開始日前の原因による無効
(10)削減期間

⑬　保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。

⑭　保険料一時払の保険契約に更新する場合、第８項および第10項中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

⑮　保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第12項第３号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。

⑯　第３項第４号の規定により保険契約が更新されないときは、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険契約を更新時に締結します。

⑰　保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

第７節　保険期間が終身の保険契約への変更

１．保険期間が終身の保険契約への変更

（保険期間が終身の保険契約への変更）

第19条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

②　前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。

③　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
(1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
(2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているとき

を除きます。
(3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。
(4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合
(5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合

④　前項第５号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。

⑤　変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。

⑥　変更後契約の保険契約の型、支払限度の型および年金保障期間は、それぞれ変更前契約の保険契約の型、支払限度の型および年金保障期間と同一とします。

⑦　変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。

⑧　変更後契約の第１回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

⑨　第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。

⑩　変更後契約の第１回保険料が払い込まれないまま第８項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。

⑪　変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
(1) 給付金等の支払
(2) 給付金等の支払限度
(3) 保険料の払込免除
(4) 告知義務および告知義務違反による解除
(5) 責任開始期前のガン診断確定による無効
(6) ガン責任開始日前のガン診断確定による無効等に関する規定
(7) 責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる無効
(8) 認知症診断責任開始日前の軽度認知障害または器質性認知症に該当していたことによる無効
(9) 認知症責任開始日前の原因による無効
(10)削減期間

⑫　保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。

⑬　保険料一時払の保険契約に変更する場合、第８項および第10項中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

⑭　本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付

１．保険料の振替貸付

（保険料の振替貸付）

第20条　保険料が第７条第１項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後２か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が２か月未満のときは、１か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。

②　前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第５項第１号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。
(1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）
(2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

③　本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－４）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

④　本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。
(1) 会社所定の利率で計算します。
(2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。
(3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。

⑤　すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。

(1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元利金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。
(2) 前号の場合、前項第２号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。

⑥　保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
(1) 保険契約または特則が消滅したとき
(2) 給付金額等を減額したとき
(3) 保険料払込期間を変更したとき

⑦　生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。

⑧　前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第１回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。

２．保険契約者に対する貸付

（保険契約者に対する貸付）

第21条　保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。
(1) 各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額
(2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額

②　本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－５）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。

④　つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
(1) 保険契約または特則が消滅したとき
(2) 給付金額等を減額したとき
(3) 保険料払込期間を変更したとき

⑤　生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。

⑥　前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第３編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）をこえたときは、保険契約は効力を失います。

⑦　前項までのほか、無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 無配当終身生活介護年金保険契約および無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第１回の終身生活介護年金の金額（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約の場合で、第１回の終身生活介護年金とともに支払われる金銭を含みます。）をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。
(2) 第１回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。

第９節　契約者配当金

１．契約者配当金

（契約者配当金）

第22条　この保険契約には、契約者配当金はありません。

第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人

１．保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更

（保険契約者の変更）

第23条　保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

②　保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表（②－６）に定める書類を会社の

本店または会社の指定した場所に提出してください。
③　保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

（死亡保険金等の受取人の変更）

第24条　保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。

(1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡保険金等受取人、死亡給付金等受取人および遺族年金受取人

(2) 満期保険金受取人

②　各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。

③　第１項第１号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。

(1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合

(2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合

④　給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。

⑤　前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。

⑥　第４項および前項により給付金等の受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

⑦　死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－７）に定める書類を会社に提出してください。

⑧　第１項の通知が会社に到達する前に、会社が変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による死亡保険金等の受取人の変更）

第25条　前条に定めるほか、保険契約者（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険契約および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約の場合で年金支払開始日以後においては年金受取人とします。以下本条において同様とします。）は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。

②　前項の受取人の変更は、前条第３項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。

③　本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

④　保険契約者の相続人は、請求書類別表（②－７）に定める書類を会社に提出してください。

２．保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者

（保険契約者の代表者）

第26条　保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

②　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の１人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

③　保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。

（死亡保険金等の受取人の代表者）

第27条　死亡保険金等の受取人が２人以上いるときは、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。

②　前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の１人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。

３．保険契約者の住所または集金場所の変更

（保険契約者の住所または集金場所の変更）

第28条　保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。

②　保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

③　第１項の規定にかかわらず、保険契約者の同意を得て、変更後の保険契約者の住所について会社の定める方法により提供を受けたときは、保険契約者からの通知の省略を認めることがあります。

第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続

１．給付金等の受取人による保険契約の存続

（給付金等の受取人による保険契約の存続）

第29条　保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

②　前項の解約が通知された場合でも、その通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

(3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと

③　前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類別表（②－11）に定める書類を会社に提出してください。

④　第１項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第２項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第７項までのとおり取り扱います。

(1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

(4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第５号に該当するものを除きます。）

ア．生存を支払事由とする給付金等

イ．解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等

ウ．特則の給付金等

(5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第８項に該当するものを除きます。）

⑤　前項第１号から第３号までの場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

⑥　第４項第４号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

イ．当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第２項本文の金額は、前ア．の金額を差し引いた金額とします。

ウ．第１項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

⑦　第４項第５号の場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額以上となる場合

ア．当該支払うべき金額の限度で、第２項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。

(2) 当該支払うべき金額が第２項本文の金額未満となる場合

ア．当該支払うべき金額は、第１回および第２回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。

イ．保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。

⑧　個人年金保険契約等および無配当一時払個人年金保険（介護割増型）契約において、第１項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第１項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとします。

⑨　無配当終身認知症・生活介護年金保険契約において、保険契約の型がⅢ型の場合、終身生活介護年金支払開始日以後は本条の「解約」を「型の変更」と読み替えて適用します。（第４項第４号を除きます。）

第12節　その他

1．被保険者の業務、転居および旅行

（被保険者の業務、転居および旅行）

第30条　保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。

2．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第31条　契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、１年未満の端数は切り捨てます。

②　保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第32条　保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとします。この場合、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。

②　保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

3．時効

（時効）

第33条　給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して３年間請求がないときは消滅します。

4．管轄裁判所

（管轄裁判所）

第34条　この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

②　この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

5．デビットカード等およびクレジットカードによる保険料等の払込

（デビットカード等による保険料等の払込）

第35条　保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。

②　前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。

③　第１項のほか、保険契約者は、会社の指定した電子決済を利用することにより保険料等を払い込むことができます。この場合、会社が実際に保険料等を受け取る前の所定の時を保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱を行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

（クレジットカードによる保険料等の払込）

第36条　保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。

②　前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとします。

③　会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすときは、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。

(1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を受け取ることができないこと

(2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこと

④　前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。

(2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

6．給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則

（給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則）

第37条　保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等（死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 提出された書類から会社が支払事由（死亡払戻金を支払う場合を含みます。）に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。

ア．給付金等の受取人が同一であること

イ．保険種類および名称が同一の給付金等または会社が同時に請求が行われたものとして取り扱うことを認めた給付金等であること

(2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるときは、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り扱います。

7．情報端末による保険契約の申込等に関する特則

（情報端末による保険契約の申込等に関する特則）

第38条　保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。

②　会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。

8．インターネットによる保険契約の申込等に関する特則

（インターネットによる保険契約の申込等に関する特則）

第39条　保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

(2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知することができるものとします。

(3) 会社は、第１号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。

9．既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則

（既契約の保険期間が満了する際に加入する保険契約の契約日に関する特則）

第40条　保険契約者は、すでにある会社の定める保険契約（以下本条において「既契約」といいます。）の保険期間が満了する日の２週間前（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）までに申し出ることにより、会社の承諾を得て、つぎのとおり取り扱うことができるものとします。

(1) この保険契約の契約日は、第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、既契約の保険期間の満了する日の翌日とします。

(2) 保険期間、保険料払込期間、その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算については、前号に規定する契約日を基準とします。ただし、会社の責任開始期から契約日の前日までの間にこの保険契約の保険事故が生じた場合には、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。

② この保険契約の責任開始の日が既契約の保険期間の満了する日の翌日以降となる場合には、前項の規定は適用しません。

無配当終身保険（００２）普通保険約款

2026年４月１日改正

（この保険の趣旨）

この保険は、被保険者の一生涯を保障することを目的とした保険で、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が死亡したときにお支払いします。

(2) 高度障害保険金

被保険者が高度障害状態に該当したときにお支払いします。

(3) 保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除します。

第１編　普通規定

１．用語の定義

（用語の定義）

第１条　この保険契約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
支払事由	保険金を支払う場合のことをいいます。
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。
総則規定	取扱総則規定約款のことをいいます。
総則別表	取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
免責事由	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合または保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のことをいいます。
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期のことをいいます。

２．保険金の支払および免責事由

（保険金の支払）

第２条　この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、高度障害状態（総則別表２）に該当したとき		被保険者

②　前項の高度障害保険金の支払事由には、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。

（保険金の免責事由）

第３条　つぎのいずれかにより、前条の支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

名称	免責事由
死亡保険金	(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 死亡保険金受取人の故意 (4) 戦争その他の変乱

名称	免責事由
高度障害保険金	(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

（保険金の支払に関する補則）

第４条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

②　会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、その高度障害状態に該当した時から消滅したものとみなします。

③　死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

④　死亡保険金が支払われたときは、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、高度障害保険金を支払いません。

⑤　保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人が保険契約者であるときは、第２条（保険金の支払）の規定にかかわらず、高度障害保険金の受取人は保険契約者とします。

⑥　死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。

⑦　被保険者が戦争その他の変乱により死亡しまたは高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡しまたは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑧　つぎの各号のいずれかにより被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われないときは、会社は、会社の定める方法により計算した責任準備金を保険契約者に支払います。

(1) 責任開始期の属する日から起算して２年以内の自殺

(2) 死亡保険金受取人の故意

(3) 戦争その他の変乱

⑨　保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより死亡保険金が支払われないときは、責任準備金その他の払戻金の払い戻しはありません。

⑩　被保険者が責任開始期前の傷害または疾病を原因として、責任開始期以後に高度障害状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ア．責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

イ．責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ウ．責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

（保険金の支払方法の選択）

第５条　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、会社の承諾を得て、その全部または一部につき、即時払の方法にかえて、据置払の方法を選択することができます。ただし、選択後の据置金額が会社の定める金額に満たないときまたは据置期間が会社の定める範囲外となるときは、据置払の方法の選択を取り扱いません。

②　前項の規定により据置払の取扱をするときは、会社の定める利率による利息をつけます。

③　会社は、据置払における据置開始の際に、支払証書をその受取人に交付します。

④　保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、第１項の規定により据置払を選択した後においても、会社の承諾を得て、その支払方法を変更することができます。

⑤　保険金（保険金とともに支払われる金銭を含みます。）の支払方法について、第１項の選択または前項の変更が行われたときは、保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）に通知します。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

第６条　保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

②　保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかにつぎに定める書類を提出して、その保険金を請求してください。

保険金の名称	請求書類別表の番号
死亡保険金	(①－１)
高度障害保険金	(①－３)

③　保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　　第２号もしくは前号に定める事項、総則規定第14条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からオ．までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その保険金を請求した者に通知します。

⑧　官公庁、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、その受取人は、つぎの第１号または第２号のいずれかおよび第３号の書類も提出してください。ただし、死亡退職金等を受領する者が２人以上いるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

(1) 被保険者または受給者が保険金の請求内容を了知していることが確認できる書類

(2) 被保険者または受給者に死亡退職金等が支払われたことが確認できる書類

(3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認したことがわかる書類

３．保険料の払込免除

（保険料の払込免除）

第７条　月払契約の場合、この保険契約における保険料の払込免除はつぎのとおりです。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料
被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（総則別表１）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内の保険料払込期間中に、身体障害状態（総則別表３）に該当したとき	総則規定に定める保険料期間の到来していない将来の保険料

② 前項の場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。

③ 保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、総則規定に定める保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

④ 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込免除事由の発生時以後、保険契約内容の変更に関する規定を適用しません。

⑤ 保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第８条　被保険者がつぎのいずれかにより、前条の保険料の払込免除事由に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

保険料の払込免除事由	免責事由
身体障害状態（総則別表３）	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

② つぎのいずれかにより、前項の免責事由に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、または一部の払込を免除することがあります。

(1) 地震、噴火または津波

(2) 戦争その他の変乱

（保険料の払込免除の請求）

第９条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

② 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類別表（①－12）に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項から第７項までの規定を準用します。

第２編　共通規定

（共通規定）

第10条　取扱に関する規定は「取扱総則規定約款」に規定し、この保険契約については下表のとおり適用します。

取扱総則規定約款　項目	適用する規定	適用しない規定
第１節　用語の定義	○	
第２節　会社の責任開始期	○	
第３節　保険料の払込	○	
第４節　保険契約の解除等	○	

取扱総則規定約款　項目		適用する規定	適用しない規定
第５節　保険契約内容の変更	１．給付金額等の減額	○	
	２．保険期間の変更		○
	３．保険料払込期間の変更	○	
第６節　保険契約の更新			○
第７節　保険期間が終身の保険契約への変更			○
第８節　保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付		○	
第９節　契約者配当金		○	
第10節　保険契約者および死亡保険金等の受取人		○	
第11節　給付金等の受取人による保険契約の存続		○	
第12節　その他		○	
別表		○	
請求書類別表		○	

第３編　特別規定

１．保険料の払込方法（回数）

（保険料の払込方法（回数））

第11条　この保険契約の保険料払込方法（回数）は、月払または一時払とします。

２．解約

（解約）

第12条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、次条第１項の解約払戻金を請求することができます。

３．払戻金

（解約払戻金）

第13条　解約払戻金は、保険料払込期間中の保険契約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の保険契約および保険料払込済の保険契約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。

②　解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－２）に定める書類を会社に提出してください。

③　解約払戻金の支払時期および支払場所については、第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

４．払済保険への変更

（払済保険への変更）

第14条　保険契約者は、月払契約の場合、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額（以下「払済保険金額」といいます。）が会社の定める金額に満たないときは、払済保険への変更を取り扱いません。

②　払済保険への変更後は、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 払済保険の保険期間は、変更前の保険期間と同一とします。

(2) 払済保険金額は、変更時の解約払戻金額（総則規定に定める保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付による貸付金があるときは、それらの元利金を差し引いた残額）にもとづいて定めます。

③　払済保険への変更後は、つぎに定める保険金を支払います。

(1) 被保険者が第２条に定める死亡保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 被保険者が第２条に定める高度障害保険金の支払事由に該当したときは、払済保険金額に相当する金額を高度障害保険金として被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人である場合は、保険契約者）に支払います。

④　払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－３）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

⑤　払済保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。

5．他の保険契約からの変更に関する特則

（他の保険契約からの変更に関する特則）

第15条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、つぎの各号のいずれかの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の２週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、この保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。

(1) 無配当定期保険
(2) 無配当養老保険
(3) 無配当生存給付金付定期保険
(4) 無配当収入保障保険

②　前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。

③　つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

(1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合
(2) 変更前契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。
(3) 変更前契約の保険期間の満了する日までの変更前契約の保険料が払い込まれていない場合
(4) 変更日に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合

④　前項第４号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。

⑤　変更後契約の保険金額は、変更前契約の保険金額（変更日の前日における変更前契約の年金現価に相当する金額を含みます。）の同額以下とします。ただし、変更後契約の保険金額は、会社の定める範囲内であることを要します。

⑥　変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。

⑦　変更後契約の第１回保険料は、変更日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、変更日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

⑧　総則規定第４条（保険料の払込）第３項から第５項までおよび総則規定第７条（保険料払込の猶予期間）第２項から第４項までの規定は、前項の場合に準用します。

⑨　変更後契約の第１回保険料が払い込まれないまま第７項の猶予期間が経過したときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。

⑩　変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(1) 保険金の支払
(2) 保険料の払込免除
(3) 告知義務および告知義務違反による解除

⑪　本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

6．団体保険からの加入に関する特則

（団体保険からの加入に関する特則）

第16条　保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める団体保険契約（団体保険契約に特約が付加されている場合はその特約を含み、以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約に加入することができます。

②　前項の規定によりこの保険契約に加入された場合の契約日は、総則規定第３条（会社の責任開始期）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険料が払い込まれた保険料期間の最終日の翌日になるものとし、会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。

③　第１項の規定により加入前契約からこの保険契約への加入が行われた場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 加入前契約の責任開始期以後で、かつ、この保険契約の責任開始期前の原因により、この保険契約の高度障害保険金が支払われるべき事由に該当した場合、その原因は、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、この保険契約について保険契約の復活があった場合を除きます。
(2) 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約に詐欺の行為または保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があったものとします。

保険組立特約

2020年4月1日改正

（この特約の趣旨）

この特約は、保険契約者が同一である１または２以上の主契約にそれぞれ付加することにより、付加された保険契約を指定契約とし、指定契約の取扱について定めることを主な内容とするものです。

（用語の定義）

第１条　この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加できる主たる保険契約のことをいいます。
指定契約	この特約が付加され指定された保険契約のことをいいます。
締結時指定契約	この特約の締結の際に指定契約に指定された保険契約のことをいいます。
被指定組立特約	締結時指定契約に付加したこの特約のことをいいます。
追加指定契約	被指定組立特約の締結後に指定契約として追加された保険契約のことをいいます。
契約基準日	指定契約の保険期間等の計算を行う基準日をいい、締結時指定契約の契約日を月日で示したときの日のことをいいます。
責任開始期・責任開始日	保険契約上の保障を開始する時期のことを「責任開始期」といい、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。
給付金（額）等	主契約の各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。

（特約の締結）

第２条　この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、次条の指定契約の資格を満たす１または２以上の主契約にそれぞれ付加して締結します。この場合、保険契約者の申出がある被指定組立特約については同じ取扱を行うものとします。

②　前項の規定によりすでに被指定組立特約を付加した保険契約があり、保険契約者から、新たな主契約の締結の際に指定契約の追加の申出がある場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 次条の指定契約の資格を満たす新たな主契約に新たなこの特約を付加します。

(2) 前号の新たなこの特約は、既存の被指定組立特約と同じ取扱をします。

（指定契約の資格）

第３条　指定契約の資格は、つぎのすべての要件を必要とします。

(1) 会社の定める主契約であること

(2) 各指定契約の保険契約者が同一であること

(3) 各指定契約の契約基準日が同一であること

(4) 各指定契約の第２回以後の保険料の払込方法（経路）は同一であり、払込期月を同一とする払込の要する保険料を合わせて払い込むこと

(5) １回に払い込まれる指定契約の保険料の合計額が会社の定める金額以上であること

（指定契約の指定または追加）

第４条　保険契約者は、主契約にこの特約を付加する際、つぎのとおり、指定契約の指定または追加を行うことを要します。

(1) 被指定組立特約の締結時
　　指定契約の指定

(2) 被指定組立特約の締結後
　　指定契約の追加

②　指定契約の指定または追加を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－９）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　指定契約の指定または追加が行われたときは、保険契約者に通知します。

（追加指定契約の契約日）

第５条　追加指定契約の契約日は、つぎのとおりとします。

(1) 追加指定契約の責任開始日と契約基準日の月単位の応当日（月単位の応当日がない月の場合は、その月の末日のことをいい、以下、本条において「基準応当日」といいます。）が異なるとき
　追加指定契約の責任開始日の直後に到来する基準応当日
(2) 追加指定契約の責任開始日と基準応当日が一致するとき
　追加指定契約の責任開始日

② 追加指定契約の契約基準日は、締結時指定契約の契約基準日と同一とします。

③ 追加指定契約の保険期間、保険料払込期間および保険料期間は、つぎのとおり取り扱います。
(1) 保険期間および保険料払込期間は、追加指定契約の契約日および契約基準日にもとづいて計算するものとします。
(2) 保険料期間は、契約基準日を起算日とした締結時指定契約の月ごとの保険料期間と同一期間として取り扱います。

④ 追加指定契約の月単位の契約応当日は、基準応当日とします。

（指定契約の保険料の払込）

第６条　月払の各指定契約の第２回以後の保険料は、各指定契約の保険料払込期間中、つぎのとおり取り扱います。
(1) 払込期月を同一とするすべての指定契約の保険料を合わせて払い込むことを要します。
(2) 前号の保険料は、払込を要する指定契約にかぎります。

② 保険料の払込期月中または保険料払込の猶予期間中に、各指定契約に定める給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、つぎのとおりとします。
(1) 給付金等の支払事由が生じた場合
　支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引くときまたは未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて差し引くまたは払い込むことを要します。
(2) 保険料の払込免除事由が生じた場合
　未払込保険料を払い込むときは、すべての指定契約の未払込保険料を合わせて払い込むことを要します。

③ 指定契約の保険料払込期間中、払込を要する保険料期間が同一のすべての指定契約のうち、一部の指定契約の保険料が払い込まれ、他の指定契約の保険料が払い込まれないときは、払い込まれない指定契約は、その保険料期間の初日に指定契約の撤回が行われたものとします。

④ つぎの各号により指定契約の保険料が第３条（指定契約の資格）第５号の要件を満たさなくなる場合、払い込まれる指定契約の保険料は、会社の定める方法による保険料の前納により払い込むことを要します。
(1) 指定契約の保険契約内容の変更が行われたとき
(2) 指定契約の解約その他の事由により指定契約が消滅したとき
(3) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき
(4) 指定契約の撤回が行われたとき
(5) 指定契約の保険料払込期間が満了したとき

⑤ つぎの各号により指定契約の保険料が第３条（指定契約の資格）第５号の要件を満たさなくなる場合、前項第２号の規定に該当するときでも、前納により保険料を払い込むことを要しません。
(1) 指定契約の被保険者が死亡したとき
(2) 指定契約が給付金等（満期保険金を除きます。）の支払により消滅したとき
(3) 指定契約の保険料の払込が免除されたとき
(4) 指定契約が給付金等の通算支払限度に達したことにより消滅したとき

（指定契約の失効）

第７条　すべての指定契約が効力を失った場合（無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合で、保険契約の型がⅢ型のときに終身生活介護年金支払開始日以後に保険契約が効力を失ったときを含みます。）には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（指定契約の復活）

第８条　前条の規定により効力を失ったすべての指定契約を復活する場合には、つぎのとおり取り扱います。
(1) 指定契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
(2) すべての指定契約を同時に復活することを要します。
(3) 第１号および前号の規定による場合、この特約も同時に復活されたものとします。

② この特約が失効せずに、一部の指定契約の撤回が行われていない指定契約を復活する場合には、効力を失ったすべての指定契約（指定契約の撤回が行われていない指定契約にかぎります。）を同時に復活することを要します。

③ 第１項および前項の場合で、一部の指定契約が復活しないときは、復活しない指定契約は、指定契約の撤回が行われたものとします。

（指定契約の保険料の振替貸付）

第９条　指定契約の保険料の振替貸付を取り扱う場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 保険契約者は、保険料の振替貸付の申出の際、貸付の原資となる指定契約を定めることとします。
(2) 貸付を受ける指定契約は、払込を要するすべての指定契約とし、すべての指定契約の保険料を合わせて貸し付け、保険料の払込に充当するものとします。

（指定契約の撤回）

第10条　保険契約者は申出により、指定契約について、指定契約の撤回を行うことができます。
②　指定契約の撤回を行った保険契約については、撤回以後この特約が付加されていない保険契約として取り扱います。
③　指定契約の撤回を行うときは、保険契約者は、請求書類別表（②－９）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
④　指定契約の撤回が行われたときは、保険契約者に通知します。

（特約の解約）

第11条　すべての指定契約について、指定契約が解約された場合には、同時にこの特約も解約されたものとします。

（特約の解約払戻金）

第12条　この特約には、解約払戻金はありません。

（特約の消滅）

第13条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
(1) すべての指定契約が解約その他の事由により消滅したとき
(2) すべての指定契約について、指定契約の撤回が行われたとき

（保険契約者の変更）

第14条　指定契約の保険契約者を変更する場合は、つぎの方法により取り扱います。
(1) すべての指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
(2) 保険契約者が申し出た指定契約について、変更後の保険契約者を同一とする方法
②　前項第２号の規定による変更後の指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
(1) 付加されているこの特約については、同じ取扱を行います。
(2) 変更後の指定契約は、第３条（指定契約の資格）の要件を満たすことを要します。

（契約者配当金）

第15条　この特約には、契約者配当金はありません。

（追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの取扱）

第16条　追加指定契約の責任開始期から契約日の前日までの期間（以下本条において「特別期間」といいます。）におけるその追加指定契約については、本条の規定を適用して取り扱います。
②　特別期間中に追加指定契約の給付金等の支払事由が生じた場合、その追加指定契約については、つぎのとおり取り扱います。
(1) 責任開始日を基準として再計算し、保険料に過不足があれば支払うべき金額と精算します。
(2) 第５条（追加指定契約の契約日）の規定は適用しないものとし、第３条（指定契約の資格）の要件を満たしたものとします。
③　特別期間中、会社は、追加指定契約について、解約以外の保険契約者の申出による取扱を行いません。
④　特別期間中に追加指定契約を解約するときは、その追加指定契約の解約払戻金額は、追加指定契約の契約日に解約したものとした金額とします。ただし、第２項の規定に該当する追加指定契約は除きます。

（指定契約が更新される場合の取扱）

第17条　指定契約が更新されるときは、この特約も同時に更新されます。
②　前項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
③　更新後のこの特約については、更新日におけるこの特約条項を適用します。

Ｗｅｂ保険証券特約（保険証券不発行型）

2024年3月1日実施

（この特約の趣旨）

この特約は、書面による保険証券の交付にかえて、電磁的方法により保険契約の内容を提供する場合の取扱について定めたものです。

（用語の定義）

第１条　この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加することができる主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款（主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款を含みます。）のことをいいます。
主特約条項	主契約に付加されるこの特約以外の特約の特約条項のことをいいます。
給付金（額）等	主約款または主特約条項に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。
電磁的方法	インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のことをいいます。

（特約の締結）

第２条　この特約は、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、保険契約締結の際、主契約に付加して締結します。

②　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　第１項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、会社は、保険契約者に保険契約の申込を承諾したことを電磁的方法またはその他の方法により通知します。

（保険証券の不発行）

第３条　この特約が付加された場合、主約款および主特約条項の規定にかかわらず、会社は保険証券を発行しません。

（保険契約内容の電磁的方法による提供）

第４条　会社がこの特約の付加を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じて、つぎの各号に定める事項を電磁的方法により提供します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名
(4) 給付金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
(5) 支払事由または給付金等の名称（支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。）
(6) 保険期間
(7) 給付金額等およびその支払方法
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約日
(10) 特別条件を取り扱う場合には、その取扱内容

（保険契約者の変更による特約の消滅）

第５条　保険契約者が変更された場合には、この特約は消滅します。

（保険証券の発行による特約の消滅）

第６条　第３条（保険証券の不発行）の規定にかかわらず、会社は、この特約の締結後、保険契約者から保険証券の発行を請求された場合には、遅滞なくこれを発行し、保険契約者にこれを交付します。

②　前項の規定により、会社が保険証券を発行したときは、この特約は消滅します。

（主約款および主特約条項の規定の準用）

第７条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

リビング・ニーズ特約

2025年５月１日改正

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約の死亡保険金額の全部または一部について、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

②　前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　前２項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

④　会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第１項の規定によりこの特約を付加した場合
　　主契約の責任開始期

(2) 第２項の規定によりこの特約を付加した場合
　　主契約の更新時

(3) 前項の規定によりこの特約を付加した場合
　　会社がこの特約の付加を承諾した時

⑤　この特約を主契約に付加した場合には、会社は、保険契約者に通知します。

（特約保険金の支払）

第２条　この特約において支払う特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支　払　金　額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約保険金	被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算した、別表１に定める書類が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱

（特約保険金の支払に関する補則）

第３条　前条の規定にかかわらず、別表１に定める書類が会社に到着しないかぎり、会社は、特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます。）前１年以内である場合にも、会社は、特約保険金を支払いません。

②　主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

③　主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

④　前項の規定により減額されたときは、保険契約者に通知します。

⑤　特約保険金を支払う前に、主約款の規定による保険金（主契約に付加した重度ガン前払特約の特約保険金を含みます。）の請求を受け、その保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。

⑥　主約款の規定による保険金が支払われたときは、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

⑦　被保険者が戦争その他の変乱により特約保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因により特約保険金の支払

事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑧　特約保険金を支払う際に、主約款の規定による保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

第４条　特約保険金を請求するときは、被保険者は、別表１に定める書類を提出してください。

②　被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎのいずれかの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、別表１に定める書類および特別な事情を示す書類等を提出して、被保険者の代理人として特約保険金を請求することができます。

(1) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

③　前項の請求の際、指定代理請求人に指定された者がその請求時において前項第１号および第２号のいずれにも該当していないときは、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

④　第２項の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

⑤　特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

⑥　特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　　第２号もしくは前号に定める事項、主約款に定める重大事由による解除の対象となる反社会的勢力その他に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは指定代理請求人のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

⑦　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第５項および前項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑧　第６項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

⑨　第６項または第７項に掲げる事項の確認を行う場合、その特約保険金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込）

第５条　この特約は保険料の払込を要しません。

（特約の失効）
第６条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活および繰下復活）
第７条　主契約の復活または繰下復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活または繰下復活の請求があったものとします。
②　会社は、前項の規定により請求された特約の復活または繰下復活を承諾したときは、主約款の復活または繰下復活の規定を準用して、この特約の復活または繰下復活の取扱をします。

（告知義務違反による解除）
第８条　告知義務違反による解除の通知については、主約款の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

（重大事由による解除）
第９条　重大事由による解除の通知については、主約款の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

（特約の解約）
第10条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
②　この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）
第11条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
(1) 第２条（特約保険金の支払）の規定により特約保険金が支払われたとき
(2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
(3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

（特約の復旧）
第12条　主契約について、原保険契約への復旧の請求があった場合には、保険契約者から別段の申出がないかぎり、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
②　会社は、前項の規定により請求された特約の復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱をします。

（特約の解約払戻金）
第13条　この特約には解約払戻金はありません。

（指定代理請求人の指定または変更）
第14条　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定しまたは変更することができます。ただし、指定代理請求人は、第４条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第２項第１号または第２号のいずれかに該当する者であることを要します。
②　指定代理請求人の指定または変更をするときは、保険契約者は、別表１に定める書類を会社に提出してください。

（契約者配当金）
第15条　この特約に対する契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）
第16条　特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）
第17条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（主契約に契約者配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則）
第18条　主契約に契約者配当金特殊支払特則が適用されている場合で、第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により主契約が消滅したときは、払済養老保険の死亡保険金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）

第19条　主契約に定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、特約の型がⅡ型の介護特約（以下本条において「介護特約」といいます。）、特約の型がⅡ型の介護保障特約（以下本条において「介護保障特約」といいます。）、年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下本条において「年金払介護保障特約」といいます。）（以下「定期保険特約等」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、特定疾病保障定期保険特約、介護特約、介護保障特約、年金払定期保険特約および年金払介護保障特約については、各特約の保険期間満了（特約が更新される場合を除きます。）前１年間は、本条の規定を適用しません。

(1) 第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額（年金払定期保険特約の場合は、特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額。以下本条において同様とします。）を合算した金額とします。

(2) 第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

(3) 特約保険金の支払にあたっては、つぎのとおり取り扱います。

ア．第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項から第８項までの規定を準用します。

イ．生存給付金付定期保険特約の場合には、同条第３項の規定は、「特約死亡保険金の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約単位生存給付金額は、特約死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

ウ．年金払定期保険特約および年金払介護保障特約の場合には、同条第３項の規定は、「年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約年金額は、死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

(4) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加され、特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

(5) 主契約に介護特約または介護保障特約が付加され、介護特約または介護保障特約の介護保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

(6) 主契約に年金払介護保障特約が付加され、年金払介護保障特約の特約介護年金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

（主契約に年金払定期保険特約または年金払介護保障特約が付加されている場合の特則）

第20条　主契約に年金払定期保険特約または特約の型がⅡ型の年金払介護保障特約（以下本条において「年金払特約」といいます。）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 特約保険金の請求（死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定される場合にかぎります。）の際に特約保険金の受取人から申出があったときは、年金払特約のこの特約の特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額を第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額に合算せず、前条第２号の規定を適用します。この場合、年金払特約は、前条第３号ウ．の規定にかかわらず、特約年金額を減額せずに継続するものとします。

(2) 前号の規定により年金払特約が継続する場合、第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額され、年金払特約の特約年金額が会社の定める限度をこえるに至ったときでも、年金払特約の特約年金額は減額されないものとします。

（主契約に介護保障特約等、災害割増特約等または災害入院特約等が付加されている場合の特則）

第21条　主契約につぎの介護保障特約等、災害割増特約等、災害入院特約等（以下本条において、それぞれ「介護保障特約等」、「災害割増特約等」、「災害入院特約等」といいます。）または通院特約が付加されている場合には、第２項から第４項のとおり取り扱います。

(1) 介護保障特約等

介護保障特約、介護特約または年金払介護保障特約（特約の型がⅠ型である場合にかぎります。）

(2) 災害割増特約等

災害割増特約または傷害特約

(3) 災害入院特約等

災害入院特約、疾病保障特約、成人病保障特約、女性特定疾病入院特約、ガン特約、ガン特約（無制限型）、生活習慣病入院特約、女性入院特約、入院一時金特約、終身災害入院特約、終身疾病保障特約、終身女性特定疾病入

院特約、終身ガン特約、終身ガン特約（無制限型）、終身生活習慣病入院特約、終身女性入院特約、ファミリー災害入院特約またはファミリー疾病保障特約

② 災害入院特約等または通院特約が第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。

(1) 特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院は災害入院特約等の有効中の入院とみなします。

(2) 通院特約の保険期間中に入院給付金の支払われる入院をしている場合、特約保険金の支払事由が生じた時を含んで通院期間中（入院中の場合、その入院の退院後の通院期間中）の通院は、通院特約の有効中の通院とみなします。

③ 被保険者が会社所定の要介護状態（要介護状態を含みます。以下本項において同様とします。）に該当し、会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日を経過するまでの間にこの特約の特約保険金の支払事由が生じて介護保障特約等が第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により消滅した場合には、この特約の特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している会社所定の要介護状態は、介護保障特約等の保険期間中の会社所定の要介護状態とみなして介護保障特約等の介護保険金および介護年金の支払に関する規定を適用します。

④ 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額され、災害割増特約等または災害入院特約等の保険金額または入院給付金日額が会社の定める限度をこえるに至ったときでも、災害割増特約等または災害入院特約等の保険金額または入院給付金日額は減額されないものとします。

（主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合の特則）

第22条　主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合で、保険金削減法が適用され、削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に、特約保険金の請求日における特別扱保険契約特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める方法により計算した、特約保険金の請求日から６か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。

（５年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加する場合の特則）

第23条　この特約を５年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主契約の全部が年金保障または介護保障に移行されたときは、この特約は消滅します。

(2) 特約保険金が支払われるときは、増加生存保険については、つぎのとおり取り扱います。

ア．第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により主契約が消滅したときは、増加生存保険は消滅します。この場合、増加生存保険の解約払戻金は支払いません。

イ．第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額されたときは、増加生存保険についても同時に同じ割合だけ減額されたものとします。この場合、増加生存保険の解約払戻金は支払いません。

(3) 特約保険金が支払われるときは、増加終身保険については、つぎのとおり取り扱います。

ア．第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、主契約および増加終身保険の死亡保険金額を合算した金額とします。

イ．第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約および増加終身保険の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および増加終身保険の死亡保険金額から指定されたものとします。

ウ．特約保険金の支払にあたっては、第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項から第８項までの規定を準用します。

（５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）、個人年金保険「ひまわり年金プラン」または個人年金保険（Ⅰ型）に付加する場合の特則）

第24条　この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）、個人年金保険「ひまわり年金プラン」または個人年金保険（Ⅰ型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。

(2) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第５項および第６項中「主約款」とあるのは「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。

(3) 第11条（特約の消滅）第２号の規定は「定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険特約、終身保険買増特約、特定疾病保障定期保険特約、年金払定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第１号および第２号の規定にかかわらず、つぎ

のとおり取り扱います。

ア．第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額（年金払定期保険特約の場合は、特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月間の満了する日における年金支払期間の残存期間に対する特約年金の現価に相当する金額。以下本条において同様とします。）を合算した金額とし、主契約の死亡保険金額（主契約が５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅰ型）、５年ごと利差配当付個人年金保険（Ⅱ型）または個人年金保険（Ⅰ型）の場合は、死亡給付金額）は含めません。

イ．第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合の特則）

第25条　この特約を５年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、無配当災害割増保障付定期保険特約とあわせて付加することを要します。

(2) 第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、無配当災害割増保障付定期保険特約の死亡保険金額とし、主契約の死亡保険金額は含めません。

(3) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第１項中「主契約の保険期間満了（主契約が更新される場合を除きます。）前１年以内」とあるのは「無配当災害割増保障付定期保険特約の保険期間満了（特約が更新される場合を除きます。）前１年以内」と読み替えます。

(4) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定については、「無配当災害割増保障付定期保険特約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約保険金額は、指定保険金額と同額だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、特約条項の解約払戻金の規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

(5) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第５項および第６項中「主約款」とあるのは「無配当災害割増保障付定期保険特約条項」と読み替えます。

(6) 第11条（特約の消滅）第２号の規定は「無配当災害割増保障付定期保険特約が解約その他の事由により消滅したとき」と読み替えます。

(7) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険に付加する場合の特則）

第26条　この特約を５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険または生存給付金付定期保険に付加する場合、特約保険金の支払にあたっては、第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定は、「死亡保険金の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、単位生存給付金額は、死亡保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。」と読み替えます。

（５年ごと利差配当付終身介護保障保険等に付加する場合の特則）

第27条　この特約を５年ごと利差配当付終身介護保障保険、５年ごと利差配当付終身介護保険または終身介護保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約は、定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。

(2) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第５項および第６項中「主約款」とあるのは「定期保険特約または介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。

(3) 第11条（特約の消滅）第２号の規定は「定期保険特約ならびに介護特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。

(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第１号および第２号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

ア．第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した金額とし、主契約の死亡給付金の金額は含めません。

イ．第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（指定代理請求人に関する特則）

第28条　この特約を付加する場合、つぎの主契約または特約の指定代理請求人または被保険者の代理人は、この特約の指定代理請求人と同一とします。

(1) 主契約
ア．５年ごと利差配当付終身介護保険
イ．終身介護保険
ウ．５年ごと利差配当付終身介護保障保険
(2) 特約
ア．特定疾病保障定期保険特約
イ．介護特約
ウ．無配当介護初期給付特約
エ．介護保障移行特約
オ．ガン特約
カ．ガン特約（無制限型）
キ．終身ガン特約
ク．終身ガン特約（無制限型）
ケ．無配当ガン保障特約
コ．ガン保障特約
サ．介護保障特約
シ．無配当介護保障初期給付特約
ス．年金払介護保障特約

（無配当医療保険に付加する場合の特則）

第29条　この特約を無配当医療保険に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) この特約は、定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）とあわせて付加することを要します。
(2) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第５項および第６項中「主約款」とあるのは「定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）の特約条項」と読み替えます。
(3) 第11条（特約の消滅）第２号の規定は「定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および介護保障特約（特約の型がⅡ型である場合にかぎります。）が解約その他の事由によりすべて消滅したとき」と読み替えます。
(4) 第11条（特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。
(5) 第19条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）第１号および第２号の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。
ア．第２条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額を合算した金額とし、主契約の死亡保険金の金額は含めません。
イ．第２条（特約保険金の支払）に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等の死亡保険金額から指定されたものとします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第30条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項、第５項および第６項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」または「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。
(2) 第１条（特約の締結および責任開始期）第５項、第７条（特約の復活および繰下復活）第２項、第８条（告知義務違反による解除）、第９条（重大事由による解除）、第16条（管轄裁判所）および第17条（主約款の規定の準用）中「主契約の普通保険約款」または「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。
(3) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第８項中「主約款」とあるのは「主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款」と読み替えます。

（無配当選択緩和型終身保険または無配当選択緩和型定期保険に付加する場合の特則）

第31条　この特約が無配当選択緩和型終身保険または無配当選択緩和型定期保険に付加されている場合、削減期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。ただし、無配当選択緩和型終身保険または無配当選択緩和型定期保険に支払金額変更特則が付加されているときを除きます。

（無配当収入保障保険等に付加する場合の特則）

第32条　この特約を無配当収入保障保険、保険契約の型がⅡ型の無配当介護収入保障保険、無配当生活介護収入保障保険、無配当就業不能収入保障保険(001)、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕または無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、第２条（特約保険金の支払）ならびに第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項および第３項の規定中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日の翌日から起算して６か月を

満了する日における、主契約の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額」と読み替えます。

② この特約を無配当就業不能収入保障保険(001)、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕または無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。ただし、特約保険金の請求日から６か月間にかぎります。

(1) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。

ア．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態は、有効中の早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態とみなします。

イ．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなします。

(2) 第３条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額されたときは、つぎのとおり取り扱います。

ア．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態により支払われる年金月額または給付金月額は減額されないものとします。

イ．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院により支払われる給付金額は減額されないものとします。

（受取人の変更）

第33条　この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（年払および半年払の保険契約における取扱）

第34条　この特約の特約保険金を支払う場合には、主約款または特約条項の年払および半年払の保険契約における取扱に関する規定は適用しません。

（平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則）

第35条　この特約を平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第４条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第５項の規定中「５営業日」とあるのは、「５日」と読み替えて適用します。

（無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕等に付加する場合の特則）

第36条　この特約をつぎの各号に定めるいずれかの特則が付加されている無配当特定疾病治療保険〔Ⅱ型〕、無配当特定疾病・疾病障害保険〔Ⅱ型〕または無配当10大疾病保障保険〔Ⅱ型〕（以下本条において「本則」といいます。）に付加する場合には、第２項および第３項のとおり取り扱います。

(1) 特定疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(2) 特定疾病・疾病障害ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(3) 10大疾病ワイド給付金特則〔Ⅱ型〕

(4) 生存給付金特則

② 第２条（特約保険金の支払）ならびに第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項および第３項に定める死亡保険金額は、本則の死亡保険金額ならびに前項に定める特則の死亡給付金額および死亡保険金額（以下「特則の死亡給付金額等」といいます。）を合算した金額とします。

③ 第２条（特約保険金の支払）ならびに第３条（特約保険金の支払に関する補則）第２項および第３項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額等の割合に応じて、本則の死亡保険金額および特則の死亡給付金額等から指定されたものとします。

（無配当逓増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加する場合の特則）

第37条　この特約が無配当逓増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加されている場合、逓増期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。

別表１　請求書類

(1) 特約保険金の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
１．特約保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、特約保険金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
２．特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
１．指定代理請求人の指定または変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

重度ガン前払特約

2025年５月１日実施

（この特約の趣旨）

この特約は、主たる保険契約の死亡保険金額の全部または一部について、被保険者が悪性新生物（ガン）の治療をすべて受けたが効果がなかったなどと判断され、所定の緩和ケアを受けた場合に、特約保険金を支払うことを主な内容とするものです。

（用語の定義）

第１条　この特約において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の定義
主契約	この特約を付加することができる主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約の各普通保険約款および取扱総則規定約款のことをいいます。
支払事由	特約保険金を支払う場合のことをいいます。
総則別表	主契約の取扱総則規定約款の別表のことをいいます。
請求書類別表	主契約の取扱総則規定約款の請求書類別表のことをいいます。
特約保険金の請求日	請求書類別表に定めるこの特約の特約保険金の請求に必要な書類が会社に到着した日のことをいいます。
死亡保険金額	被保険者が死亡したときに支払う保険金額のことをいいます。ただし、被保険者が死亡したときに遺族年金を支払う主契約については、特約保険金の請求日の翌日から起算して２年を満了する日における、主契約の年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額のことをいいます。
指定保険金額	主契約の死亡保険金額のうち、特約保険金の請求の際に、会社の定める範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額のことをいいます。

（特約の締結および責任開始期）

第２条　この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、保険契約締結の際、主契約に付加して締結します。

②　前項のほか、保険契約者は、主契約の更新の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　第１項および前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。

④　第１項から前項までの規定によりこの特約を付加する場合、主契約にリビング・ニーズ特約を付加することを要します。

⑤　会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第１項の規定によりこの特約を付加した場合
　　主契約の責任開始期

(2) 第２項の規定によりこの特約を付加した場合
　　主契約の更新時

(3) 第３項の規定によりこの特約を中途付加した場合
　　会社がこの特約の中途付加を承諾した時

⑥　この特約を主契約に付加した場合には、会社は、保険契約者に通知します。

（特約保険金の支払）

第３条　この特約において支払う特約保険金は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
特約保険金	被保険者が、つぎの(1) および(2) のすべてに該当する状態になっていたとき (1) 悪性新生物（総則別表12）（以下「ガン」といいます。）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）によりガンと診断確定（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）され、つぎのア．からウ．までのいずれかに該当すると判断されること ア．そのガンに対する治療（総則別表52）をすべて受けたが、効果（総則別表52）がなかった イ．被保険者の身体的状態では、そのガンに対するいかなる治療（総則別表52）も受けられず、今後も受けられる見込みがない ウ．そのガンに対して、効果（総則別表52）が期待できる治療（総則別表52）がない（ガンの増殖速度が遅い等の理由により、治療が行われない場合は該当しません。） (2) 前(1) に該当すると判断されているガンにより、つぎのア．またはイ．のいずれかに該当するガン性疼痛等に対する緩和ケアを受けたこと ア．公的医療保険制度（総則別表19）において保険給付の対象となる中等度から高度の強さの痛みに用いられるオピオイド鎮痛薬（総則別表53）による緩和ケア イ．公的医療保険制度（総則別表19）にもとづく診療報酬点数表（総則別表20）のうち医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院による緩和ケア	指定保険金額から、会社の定める方法により計算した、特約保険金の請求日から２年間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者

② 前項の支払事由の(1)における判断は、医師の診断にもとづき、特約保険金の請求時における被保険者の状態等についてなされるものとします。

（特約保険金の支払に関する補則）

第４条 前条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

(1) 請求書類別表（①－26）に定める書類が会社に到着しないとき

(2) 特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了（主契約が保険期間満了時に更新される場合は、更新後の主契約の保険期間満了）前２年以内であるとき

② 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、その主契約（主契約に付加されている特約を含みます。）は、特約保険金の請求日に消滅したものとします。

③ 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、その主契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日に減額されたものとします。この場合、主約款の解約払戻金に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。

④ 前項の規定により減額されたときは、保険契約者に通知します。

⑤ 特約保険金を支払う前に、主約款の規定による保険金（年金および主契約に付加したリビング・ニーズ特約の特約保険金を含みます。以下本条において同様とします。）の請求を受け、その保険金が支払われるときは、会社は、特約保険金を支払いません。

⑥ 主約款の規定による保険金が支払われたときは、その支払後に特約保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

⑦ 主約款の告知義務違反による解除に関する規定によって、会社が主契約を解除する場合は、特約保険金の支払事由が生じた後においても、会社は、特約保険金を支払いません。また、すでに特約保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、特約保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特約保険金を支払います。

⑧ 特約保険金を支払う際に、主約款の規定による保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

第５条 特約保険金を請求するときは、被保険者は、請求書類別表（①－26）に定める書類を提出してください。

② 特約保険金は、特約保険金の請求日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

③ 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 主契約が告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(3) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　前号に定める事項、主約款に定める重大事由による解除の対象となる反社会的勢力その他に該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

④ 前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第２項および前項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号または第３号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号または第３号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号または第３号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号または第３号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑤ 第３項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

⑥ 第３項または第４項に掲げる事項の確認を行う場合、その特約保険金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込）

第６条　この特約は、保険料の払込を要しません。

（特約の失効）

第７条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）

第８条　主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の解約）

第９条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

② この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第10条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

(1) 第３条（特約保険金の支払）の規定により特約保険金が支払われたとき

(2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

(3) 主契約に付加したリビング・ニーズ特約が解約その他の事由により消滅したとき

（特約の解約払戻金）
第11条　この特約には、解約払戻金はありません。

（受取人の変更）
第12条　この特約の受取人の変更は取り扱いません。

（契約者配当金）
第13条　この特約には、契約者配当金はありません。

（法令等の改正等に伴う支払事由の変更）
第14条　会社は、つぎのいずれかの場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約条項の特約保険金の支払事由を変更することがあります。
(1) 公的医療保険制度（総則別表19）の改正が行われた場合
(2) 公的医療保険制度によらない治療の状況の変化または医療に関する社会環境の変化等この特約の給付にかかわる医療技術または医療環境の変化があった場合
②　会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、この特約の支払事由を改めます。
③　本条の規定により、支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
④　前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の２週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
(1) 第２項の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法
⑤　前項の指定がなされないまま支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第２号の方法を指定されたものとみなします。

（管轄裁判所）
第15条　特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）
第16条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合の特則）
第17条　主契約に特別扱保険契約特約が付加されている場合で、保険金削減法が適用され、削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に、特約保険金の請求日における特別扱保険契約特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定める方法により計算した、特約保険金の請求日から２年間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。

（無配当就業不能収入保障保険(001)等に付加する場合の特則）
第18条　この特約を無配当就業不能収入保障保険(001)、無配当就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕または無配当介護就業不能収入保障保険〔Ⅱ型〕に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。ただし、特約保険金の請求日から２年間にかぎります。
(1) 第４条（特約保険金の支払に関する補則）第２項の規定により消滅したときは、つぎのとおり取り扱います。
ア．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態は、有効中の早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態とみなします。
イ．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院は、有効中の入院とみなします。
(2) 第４条（特約保険金の支払に関する補則）第３項の規定により主契約が減額されたときは、つぎのとおり取り扱います。
ア．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している早期就業不能給付金の状態または入院・軽度就業不能状態により支払われる年金月額または給付金月額は減額されないものとします。
イ．特約保険金の支払事由が生じた時を含んで継続している入院により支払われる給付金額は減額されないものとします。

（平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則）
第19条　この特約を平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 第５条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第２項の規定中「５営業日」とあるのは、「５日」と読み替えて適用します。

（無配当逓増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加する場合の特則）

第20条　この特約が無配当逓増認知症治療終身保険〔Ⅱ型〕に付加されている場合、逓増期間中はこの特約による特約保険金は支払いません。

指定代理請求特約

2025年4月1日改正

（特約の締結）

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。ただし、保険契約者が法人の場合を除きます。

（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) つぎのいずれかに該当する、会社の定める主契約または主契約に付加されるその他の特約（以下「主特約」といいます。）の保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

ア．被保険者が受取人に指定されている保険金

イ．被保険者が受け取ることとなる保険金

ウ．被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

②　被保険者と保険契約者が同一人である場合の主契約または主特約の保険料の払込免除についても、この特約の対象とします。

（指定代理請求人の指定および変更）

第３条　この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で１人の者を被保険者の代理人（以下「指定代理請求人」といいます。）として指定してください。ただし、第２号から第４号までのいずれかに該当する者の場合、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合、保険契約者。以下同様とします。）のために保険金等または保険料の払込免除を請求すべき相応の理由があると会社が認める者にかぎります。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族または３親等内の親族

(2) 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている前号以外の者

(3) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

(4) その他第２号および前号に掲げる者と同等の特別な事情がある者

②　保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

③　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

④　指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表１に定める書類を会社に提出してください。

（指定代理請求人による保険金等の請求）

第４条　保険金等の受取人が保険金等または保険料の払込免除を請求できないつぎのいずれかの特別な事情があると会社が認めたときは、前条の規定により保険契約者が指定または変更した指定代理請求人が、別表１に定める書類および特別な事情を示す書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等または保険料の払込免除を請求できます。

(1) 傷害または疾病により保険金等または保険料の払込免除の請求を行う意思表示が困難であること

(2) 傷病名の告知を受けていないこと

(3) その他第１号または前号に準じる状態であること

②　指定代理請求人が前項の請求をする場合、指定代理請求人はその請求時において前条第１項に定める範囲内であることを要します。

③　第１項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

④　本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

(1) 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者

(2) 故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者

(3) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない特別な事情に該当させた者

(4) 故意に保険契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

⑤　指定代理請求人が保険金等または保険料の払込免除を請求する場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の保険金等の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

（指定代理請求人への解除通知）

第５条　この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主約款または主特約条項の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代

理請求人に通知することがあります。
(1) 告知義務違反による解除
(2) 重大事由による解除

（特約を付加した場合の取扱）

第６条　この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。

②　保険契約者が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。

③　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

第７条　この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

（保険組立特約の指定契約に付加する場合の特則）

第８条　保険組立特約の指定契約にこの特約を付加する場合、被保険者が同一である複数の指定契約の指定代理請求人は同一人とします。

（取扱総則規定約款が適用される保険契約に付加する場合の特則）

第９条　取扱総則規定約款が適用される保険契約にこの特約条項の規定を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第４条（指定代理請求人による保険金等の請求）第５項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）」とあるのは「主契約の各普通保険約款」と読み替えます。

(2) 第５条（指定代理請求人への解除通知）中「主約款または主特約条項」とあるのは「主契約の各普通保険約款または取扱総則規定約款」と読み替えます。

(3) 第６条（特約を付加した場合の取扱）第３項中「主約款および主特約条項」とあるのは「主契約の取扱総則規定約款」と読み替えます。

（主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則）

第１０条　主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、被保険者と保険契約者が同一人のときは、第２条（特約の対象となる保険金等）の規定は、つぎのとおり読み替えて適用します。

「（特約の対象となる保険金等）

第２条　この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの各号のとおりとします。

(1) 会社の定める主契約の普通保険約款（主契約の各普通保険約款を含みます。）または主契約に付加されたその他の特約（以下「主特約」といいます。）の特約条項により被保険者が受取人と定められた保険金（給付金、一時金および年金を含み、名称の如何を問いません。以下同様とします。）

(2) 前号に定める保険金とともに支払われる金額

」

別表１　請求書類

(1) 指定代理請求人による保険金等または保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
１．保険金等または保険料の払込免除の指定代理請求	(1) 主約款または主特約の特約条項に定める保険金等または保険料の払込免除の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し (6) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し (7) 指定代理請求人が法律にもとづく保護者選任審判を受けているときは、保護者選任審判書の写し

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1．指定代理請求人の指定もしくは変更または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表

1．不慮の事故

2．高度障害状態

3．身体障害状態

12. 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等

19. 公的医療保険制度

20. 診療報酬点数表

52. 治療、効果（重度ガン前払特約の場合）

53. 中等度から高度の強さの痛みに用いられるオピオイド鎮痛薬

この保険に適用されることのない規定については、記載を省略しています。

別表

1．不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は①によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、②の事故は除外します。

①　急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1．急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2．偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3．外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、①の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落 ・不慮の転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、①の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病における原因 ・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

②　除外する事故

項目	除外する事故
1．疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2．疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3．疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5．接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c．細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

2．高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
④ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑤ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑥ １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑦ １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

3．身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎの①から⑦までのいずれかに該当した場合をいいます。

① 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
② １眼の視力を全く永久に失ったもの
③ １上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
④ １下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
⑤ １手の５手指を失ったかもしくは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
⑥ 10足指を失ったもの
⑦ 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

2．および3．の備考

① 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

② 眼の障害（視力障害）

A 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
B 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
C 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

③ 言語またはそしゃくの障害

A 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの３つの場合をいいます。
ア 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
イ 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
ウ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
B 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

④ 耳の障害（聴力障害）

A 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
B 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

⑤ 上・下肢の障害

A 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
B 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑥ 脊柱の障害

A 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
B 「脊柱の著しい運動障害」とは、頚椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

⑦ 手指の障害

A 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

B 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

⑧ 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

12. 悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、上皮内新生物等

① 悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、下記Ａにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Ｂの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A 対象となる悪性新生物の定義

定　義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌（Ｄ00～Ｄ09）、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（Ｃ44）を除く。）

B 対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ00～Ｃ14
○消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ15～Ｃ26
○呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ30～Ｃ39
○骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ40～Ｃ41
○皮膚の悪性黒色腫	Ｃ43
○中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ45～Ｃ49
○乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ50
○女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ51～Ｃ58
○男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ60～Ｃ63
○腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ64～Ｃ68
○眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ69～Ｃ72
○甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ73～Ｃ75
○部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ76～Ｃ80
○リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	Ｃ81～Ｃ96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	Ｃ97
○性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（Ｄ37～Ｄ48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	Ｄ45
・骨髄異形成症候群	Ｄ46
・リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（Ｄ47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	Ｄ47.1
・本態性（出血性）血小板血症	Ｄ47.3
・骨髄線維症	Ｄ47.4
・慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	Ｄ47.5

C 上記Ｂにおいて、「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

第５桁性状コード番号
／３・・・・・悪性、原発部位
／６・・・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／９・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

①の備考

「上皮内癌」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学　第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２・・・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

（注）胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、前Ｂおよび前Ｃに該当するものとみなして取り扱います。

②　急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記Ａにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Ｂの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

Ａ　対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾　病　の　定　義
１．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
２．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

Ｂ　対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
１．急性心筋梗塞	○虚血性心疾患(Ｉ20～Ｉ25)のうち	
	・急性心筋梗塞	Ｉ21
	・再発性心筋梗塞	Ｉ22
２．脳卒中	○脳血管疾患(Ｉ60～Ｉ69)のうち	
	・くも膜下出血	Ｉ60
	・脳内出血	Ｉ61
	・脳梗塞	Ｉ63

③　上皮内新生物等

対象となる上皮内新生物等とは、下記Ａにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成27年２月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記Ｂの基本分類コードに規定されるものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ-10（2013年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

A　対象となる上皮内新生物等の定義

定　義
悪性腫瘍細胞が存在するが、上皮内に限局しており、組織への浸潤的な増殖がないことで特徴付けられる疾病および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌（C44）

B　対象となる上皮内新生物等の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
ア　上皮内癌	
○上皮内新生物＜腫瘍＞（D00～D09）中の	
・口腔、食道及び胃の上皮内癌	D00
・その他及び部位不明の消化器の上皮内癌	D01
・中耳及び呼吸器系の上皮内癌	D02
・上皮内黒色腫	D03
・皮膚の上皮内癌	D04
・乳房の上皮内癌	D05
・子宮頚（部）の上皮内癌	D06
ただし、つぎに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・子宮頚（部）上皮内腫瘍〔ＣＩＮ〕，異型度Ⅲ	
・その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌	D07
ただし、つぎのいずれかに該当するもののうち、高度異形成に分類されるものは除きます。	
・外陰部（D07.1）中の	
・外陰部上皮内腫瘍〔ＶＩＮ〕，異型度Ⅲ	
・膣（D07.2）中の	
・膣上皮内腫瘍〔ＶＡＩＮ〕，異型度Ⅲ	
・その他及び部位不明の上皮内癌	D09
イ　皮膚癌	
○皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞（C43～C44）中の	
・皮膚のその他の悪性新生物＜腫瘍＞	C44

C　上記Ｂにおいて「上皮内新生物等」とは、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学　第3.1版」中、新生物＜腫瘍＞の性状を表す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

ア　上皮内癌

第５桁性状コード番号
／2・・・・・上皮内癌
上皮内
非浸潤性
非侵襲性

（注）胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、①悪性新生物のＢおよびＣに該当するものとみなして取り扱います。

イ　皮膚癌

第５桁性状コード番号
／3・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

呼 称

身体呼称

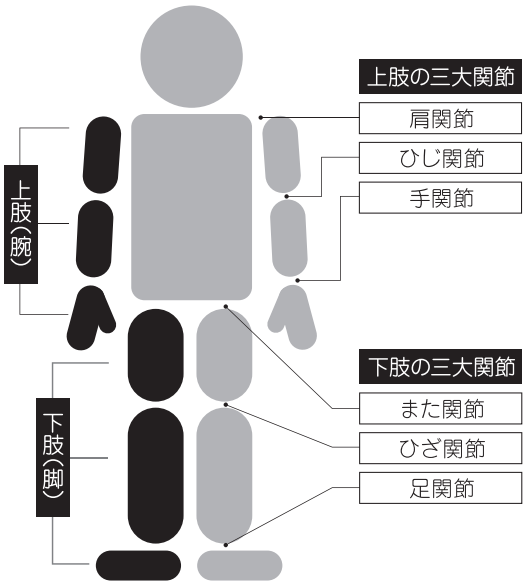

手指の呼称

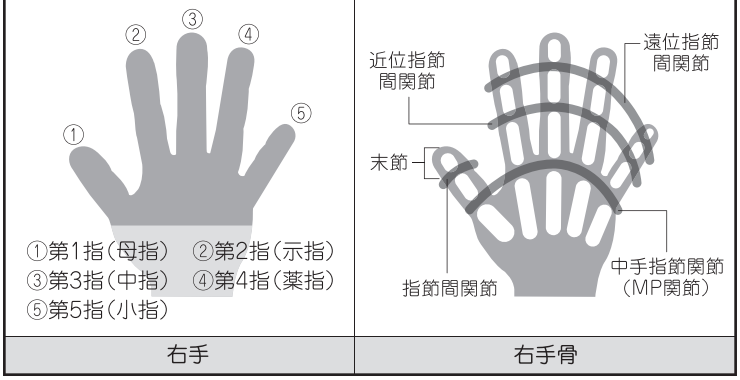

足指の呼称

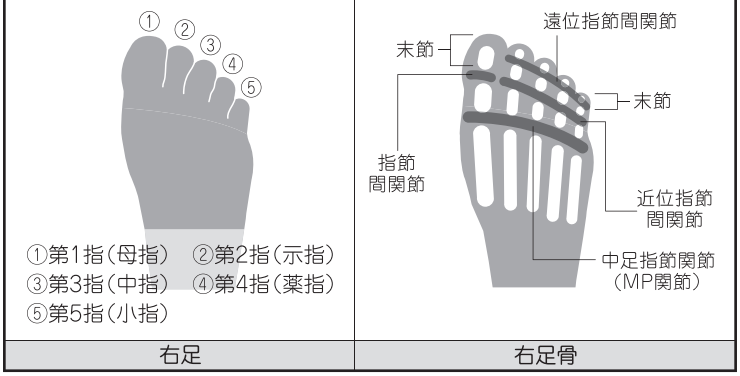

(身体)障害図解例

手・足を失ったもの

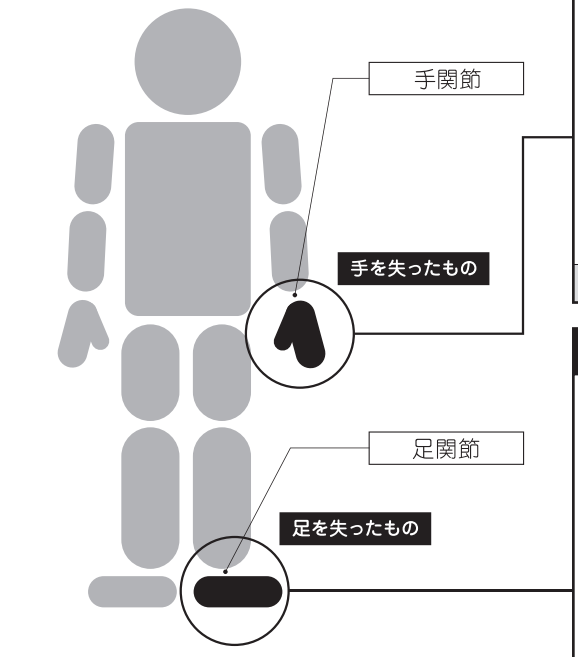

手指を失ったもの

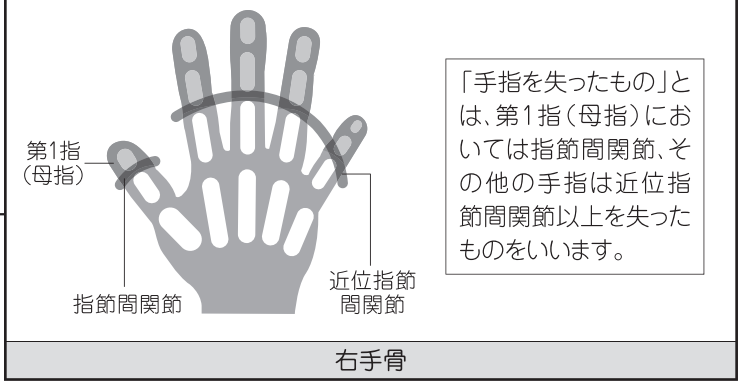

「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

足指を失ったもの

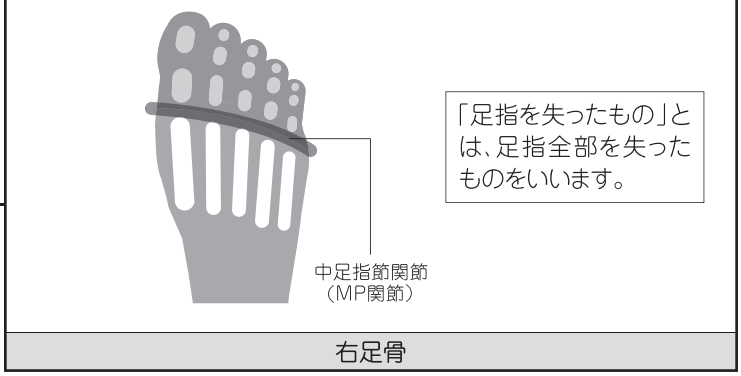

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

19. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

① 健康保険法
② 国民健康保険法
③ 国家公務員共済組合法
④ 地方公務員等共済組合法
⑤ 私立学校教職員共済法
⑥ 船員保険法
⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

20. 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、「医科診療報酬点数表」および「歯科診療報酬点数表」をいい、手術、放射線治療、輸血、集中治療室管理、抗ガン剤治療・ホルモン剤治療、緩和療養、緩和ケアまたはがんゲノムプロファイリング検査を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている診療報酬点数表をいいます。

52. 治療、効果（重度ガン前払特約の場合）

① 治療

「治療」とは、前19. に定める公的医療保険制度において保険給付の対象となる、つぎのＡまたはＢの治療をいいます。ただし、対症療法を除きます。

Ａ 科学的根拠等にもとづいて作成され、一般に開示されている日本における標準的な治療指針がある悪性新生物の場合、その標準的な治療指針にもとづく治療
Ｂ 前Ａ以外の悪性新生物の場合、医師が医学的に有効と認めた治療

② 効果

「効果」とは、腫瘍縮小効果をいいます。ただし、腫瘍縮小効果以外の評価方法で治療効果の判定ができる場合には、他の評価方法による効果も含みます。

53. 中等度から高度の強さの痛みに用いられるオピオイド鎮痛薬

「中等度から高度の強さの痛みに用いられるオピオイド鎮痛薬」とは、つぎの①および②のすべてを満たす薬剤をいいます。

① 薬剤の種類が、厚生労働省医薬局「医療用麻薬適正使用ガイダンス（令和６年）」に記載された中等度から高度の強さの痛みに用いられるオピオイド鎮痛薬に分類されるつぎのいずれかのオピオイド鎮痛薬であること

Ａ モルヒネ
Ｂ ヒドロモルフォン
Ｃ オキシコドン
Ｄ フェンタニル
Ｅ メサドン
Ｆ タペンタドール
Ｇ ブプレノルフィン

なお、厚生労働省医薬局「医療用麻薬適正使用ガイダンス（令和６年）」以後の厚生労働省医薬局「医療用麻薬適正使用ガイダンス」において、新たな中等度から高度の強さの痛みに用いられるオピオイド鎮痛薬が示された場合等で、会社が必要と認めたときは、そのオピオイド鎮痛薬を含めることがあります。

② ガンによる疼痛の緩和を目的として使用された薬物であること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された薬物を除きます。

請求書類

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

この保険に適用されることのない規定については記載を省略しています。

② その他の請求に必要な書類

この保険に適用されることのない規定については記載を省略しています。

※以下の特約については各特約条項をご覧ください。

○ リビング・ニーズ特約

○ 指定代理請求特約

請求書類別表

① 給付金等および保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目		必要書類
1．死亡保険金	・死亡保険金 ・死亡給付金 ・普通死亡保険金 ・ガン死亡保険金 ・第１回の遺族年金 ・死亡一時金（無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険または無配当終身認知症・生活介護年金保険の場合） ・遺族給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・第２回以後の遺族年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺族年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
	・死亡一時金（無配当個人年金保険の場合）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
3．高度障害保険金	・高度障害保険金 ・高度障害給付金 ・第１回の高度障害年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、高度障害保険金の受取人と同一人の場合は不要） (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
	・第２回以後の高度障害年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 年金支払証書
26．特約保険金（重度ガン前払特約の場合）		(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、特約保険金の受取人と同一人の場合は不要） (5) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

② その他の請求に必要な書類

項目	必要書類
1．保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書 (3) 保険証券

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">必要書類</th></tr>
<tr><td colspan="2">2．解約および解約払戻金</td><td colspan="2">(1) 会社所定の請求書
(2) 保険契約者の印鑑証明書
(3) 最終の保険料領収証
(4) 保険証券</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3．保険契約内容の変更</td><td>・給付金額等の減額
・払済保険への変更
・保険料払込期間の変更
・年金支払開始日の変更
・年金の種類等の変更
・保険契約の型の変更</td><td colspan="2">(1) 会社所定の請求書
(2) 保険契約者の印鑑証明書
(3) 最終の保険料領収証
(4) 保険証券</td></tr>
<tr><td>・年金支払期間の変更</td><td colspan="2">会社所定の請求書</td></tr>
<tr><td colspan="2">5．保険契約者に対する貸付</td><td colspan="2">(1) 会社所定の申込書または請求書
(2) 保険契約者の印鑑証明書
(3) 最終の保険料領収証
(4) 保険証券</td></tr>
<tr><td colspan="2">6．保険契約者の変更</td><td colspan="2">(1) 会社所定の請求書
(2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書
(3) 保険証券</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">7．死亡保険金等の受取人もしくは年金受取人の変更または後継年金受取人もしくは死亡払戻金受取人の指定および変更</td><td colspan="2">(1) 会社所定の請求書
(2) 保険契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）の印鑑証明書
(3) 保険証券または年金支払証書</td></tr>
<tr><td>遺言による場合</td><td>(1) 会社所定の請求書
(2) 遺言書
(3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書
(4) 保険証券または年金支払証書</td></tr>
<tr><td colspan="2">11．給付金等の受取人による保険契約の存続</td><td colspan="2">(1) 給付金等の受取人が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証明できる書類</td></tr>
</table>

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。上記の書類の提出以外の会社の定める方法により請求された場合、請求権者からの請求の意思表示が会社に到着した日に請求があったものとして取り扱います。

2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

全国支社一覧

（作成月現在）

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
旭川	070-0031	旭川市一条通9-右10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1-1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3-1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5-4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5-2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7-2-3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2-6-3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町12-2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25-1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3-9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3-1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル1階	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5-1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形2階	023-632-2761
新庄	996-0023	新庄市沖の町2-4 ビーンズ新庄ビル3階・4階	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
牛久	300-1234	牛久市中央4-24-2 アルシェビル4階	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1-2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町57-1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42-5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町18-1 ARAI-181ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-4-9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5-3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町26-4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2-8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19-6 越谷ビル6階	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町10-5	043-222-4121
木更津	292-0805	木更津市大和2-1-2 ヤスミビル7階	0438-23-1035
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11-4	047-334-3244

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
柏	277-0842	柏市末広町6- 3	04-7145-4155
松戸	271-0091	松戸市本町1- 5 MKビル5階	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29- 7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町 19- 8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41- 8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17- 4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル7階	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町 2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49- 4	03-3987-4321
中野	165-0026	中野区新井2-30- 5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17- 8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17- 4	03-3762-5728
蒲田	144-0052	大田区蒲田5-24- 2 損保ジャパン蒲田ビル5階	03-5480-4035
田無	188-0012	西東京市南町3-25- 2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11- 2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9- 1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
相模原	252-0143	相模原市緑区橋本6- 5-10 中屋第2ビル4階	042-700-0237
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 445- 1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6- 3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1- 3- 1	045-261-8381
横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-50-14 コプレ二俣川オフィス 10 階	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20- 1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町 6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町 17- 4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 13- 2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15- 4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
小田原	250-0012	小田原市本町1- 1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2- 1- 9	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4- 1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1- 3-14	076-432-1534
金沢	920-0024	金沢市西念2- 1-12	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2- 1	0776-22-6630

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
沼津	410-0056	沼津市高島町 11-13	055-921-5325
富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル2階	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル2階・3階	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中央区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鵜の森1- 1-18	059-351-1065
津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル2階・3階	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5 銀泉備後町ビル3階	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16－1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0881	尼崎市昭和通2- 7- 1 ニューアルカイックビル5階	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3- 1- 4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2－8－3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条 432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1- 2- 3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2- 7- 2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町 519- 1 山陰中央新報駅前ビル5階	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1- 2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2- 1-23 広島呉本通りビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町 18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町 12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2- 5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6- 8- 1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル4階	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2- 3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2- 3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2- 1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町 3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8- 6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1- 4- 8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3- 5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町 4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1- 1- 1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14	099-224-3835
那覇	900-0006	那覇市おもろまち1- 3-31 那覇新都心メディアビル 西棟9階	098-941-3313
コザ	904-0031	沖縄市上地1- 1- 1 コザ・ミュージックタウン	098-931-9134

=MEMO=

太陽生命からのお願い

●つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。

・ご転居、住所表示変更などのとき

・名義変更（契約者変更、受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき

●当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。

※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。

お願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。
特に、

1. 保険金のお支払いについて
2. 保険金をお支払いできない場合について
3. 責任開始期について
4. 告知に関するご注意点について
5. クーリング・オフ制度について
6. 保険料の払込方法について
7. 効力を失ったご契約の復活について
8. ご解約と解約払戻金について

などは、ご契約に関してぜひご理解いただきたいことがらです。
わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

◆インターネットでの申込手続きに関するお問い合わせ

スマ保険専用ダイヤル　0120-95-1528（通話無料）

営業時間　月～金曜日　9時～18時　土・日曜日　9時～17時
（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

◆ご契約後の内容照会・苦情・相談など

お客様サービスセンター　0120-97-2111（通話無料）

営業時間　月～金曜日　9時～18時　土曜日　9時～17時
（日曜日・祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

※お電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。
なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。

●「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

太陽生命保険株式会社
ホームページ　https://www.taiyo-seimei.co.jp/
（本社）〒103-6031 東京都中央区日本橋２丁目７番１号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
（表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。）

2026年1月作成

個-730-25-633(2026/2/6)　99000317-A1　08.01　3,000　N04520-1